

国民年金関係の主な届書に係る 記入例・通知集 (第6版)

令和7年4月
事業推進統括部
〔市区町村窓口用〕



目次

1 国民年金被保険者関係届書（申出書）

1-1	資格取得	p.8
1-2	種別変更	p.9
◆	資格取得手続き後の通知書	p.10
◆	【参考】国民年金加入のご案内（勸奨文書）	p.13
1-3	任意加入（60歳以上）	p.14
1-4	任意加入（海外に居住する方）	p.15
◆	任意加入手続き後の通知書	p.16
1-5	付加保険料	p.18
◆	付加保険料手続き後の通知書	p.19
1-6	法定免除	p.21
◆	法定免除手続き後の通知書	p.22

2 国民年金保険料免除・納付猶予申請書

2-1	国民年金保険料の免除（又は納付猶予）	p.24
2-2	国民年金保険料の免除（又は納付猶予）（ハガキ形式）	p.25
◆	免除（又は納付猶予）手続き後の通知書	p.26

3 国民年金保険料学生納付特例申請書

3-1	学生納付特例申請	p.30
3-2	学生納付特例申請（ハガキ形式）	p.31
◆	学生納付特例手続き後の通知書	p.32

4 国民年金保険料追納申込書

4-1	追納申込	p.36
◆	追納申込手続き後の通知書	p.37

5 国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書

5-1	口座振替納付（変更）申出（銀行口座を指定する）	p.40
5-2	口座振替納付（変更）申出（ゆうちょ銀行口座を指定する）	p.41
5-3	口座振替納付（変更）申出（振替方法のみを変更する）	p.42
5-4	口座振替納付（変更）申出（還付金振込方法のみを変更する）	p.43
◆	口座振替納付（変更）申出後の通知書	p.44

6 国民年金保険料クレジットカード納付（変更）申出書

6-1	クレジットカード納付（変更）申出	p.45
◆	【参考】クレジットカード納付（変更）申出をする場合の各種資料	p.46
◆	クレジットカード納付（変更）申出後の通知書	p.47

7 国民年金保険料還付請求書

7-1	国民年金保険料還付請求	p.49
◆	国民年金保険料還付請求後の通知書	p.50

8 参考

◆	【参考】資格取得・免除申請に係るお客様対応	p.51
◆	【参考】免除・納付猶予・学生納付特例 添付書類一覧	p.57

更新内容

令和4年 5月 初版

令和4年 11月 口座振替納付（変更）申出書およびクレジットカード納付（変更）申出書に関する記入例を追加

令和5年 5月 国民年金保険料追納申込書および国民年金保険料還付請求書に関する記入例を追加

〃 届書に対応する通知書を追加

〃 国民年金関係の用語解説を追加

令和5年 11月 任意加入（60歳以上）（海外に居住する方）の記入例に保険料の納付方法を追加

クレジットカード納付（変更）申出書の様式変更に伴う届書の差替

令和6年 4月 届書・通知書の様式変更に伴い、以下の届書・通知書を差替

- ・領収（納付受託）済通知書
- ・国民年金加入のご案内
- ・国民年金保険料学生納付特例申請書
- ・国民年金保険料学生納付特例申請書（ハガキ形式）
- ・国民年金保険料追納申込書
- ・国民年金保険料口座振替（変更）申出書 兼 還付金振込方法（変更）申出書
- ・国民年金保険料クレジットカード納付（変更）申出書
- ・国民年金保険料還付請求書

参考資料として【免除・納付猶予・学生納付特例の添付書類一覧】【資格取得・免除申請に係るお客様対応】を追加

令和7年 4月

届書・通知書の様式変更に伴い、以下の届書・通知書を差替

- ・領収（納付受託）済通知書
- ・国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書 兼 還付金振込方法（変更）申出書
- ・国民年金保険料クレジットカード納付（変更）申出書

この資料で取り上げる届書は以下のとおりです。

1【国民年金被保険者関係届書（申出書）】

国民年金被保険者関係届書（申出書）

基礎年金番号（10桁）で申出する場合は「(個人番号)欄」に縦向きで記入してください。

A 被保険者情報	
1. 氏名	2. 性別
3. 生年月日	4. 年齢
5. 住所	6. 世帯主
7. 配偶者	8. 扶養親族
9. 障害者	10. その他

B 届出事項	
1. 国民年金被保険者	2. 国民年金被保険者（学生）
3. 国民年金被保険者（学生）	4. 国民年金被保険者（学生）
5. 国民年金被保険者（学生）	6. 国民年金被保険者（学生）
7. 国民年金被保険者（学生）	8. 国民年金被保険者（学生）
9. 国民年金被保険者（学生）	10. 国民年金被保険者（学生）
11. 国民年金被保険者（学生）	12. 国民年金被保険者（学生）
13. 国民年金被保険者（学生）	14. 国民年金被保険者（学生）
15. 国民年金被保険者（学生）	16. 国民年金被保険者（学生）
17. 国民年金被保険者（学生）	18. 国民年金被保険者（学生）
19. 国民年金被保険者（学生）	20. 国民年金被保険者（学生）
21. 国民年金被保険者（学生）	22. 国民年金被保険者（学生）
23. 国民年金被保険者（学生）	24. 国民年金被保険者（学生）
25. 国民年金被保険者（学生）	26. 国民年金被保険者（学生）
27. 国民年金被保険者（学生）	28. 国民年金被保険者（学生）
29. 国民年金被保険者（学生）	30. 国民年金被保険者（学生）
31. 国民年金被保険者（学生）	32. 国民年金被保険者（学生）
33. 国民年金被保険者（学生）	34. 国民年金被保険者（学生）
35. 国民年金被保険者（学生）	36. 国民年金被保険者（学生）
37. 国民年金被保険者（学生）	38. 国民年金被保険者（学生）
39. 国民年金被保険者（学生）	40. 国民年金被保険者（学生）
41. 国民年金被保険者（学生）	42. 国民年金被保険者（学生）
43. 国民年金被保険者（学生）	44. 国民年金被保険者（学生）
45. 国民年金被保険者（学生）	46. 国民年金被保険者（学生）
47. 国民年金被保険者（学生）	48. 国民年金被保険者（学生）
49. 国民年金被保険者（学生）	50. 国民年金被保険者（学生）
51. 国民年金被保険者（学生）	52. 国民年金被保険者（学生）
53. 国民年金被保険者（学生）	54. 国民年金被保険者（学生）
55. 国民年金被保険者（学生）	56. 国民年金被保険者（学生）
57. 国民年金被保険者（学生）	58. 国民年金被保険者（学生）
59. 国民年金被保険者（学生）	60. 国民年金被保険者（学生）
61. 国民年金被保険者（学生）	62. 国民年金被保険者（学生）
63. 国民年金被保険者（学生）	64. 国民年金被保険者（学生）
65. 国民年金被保険者（学生）	66. 国民年金被保険者（学生）
67. 国民年金被保険者（学生）	68. 国民年金被保険者（学生）
69. 国民年金被保険者（学生）	70. 国民年金被保険者（学生）
71. 国民年金被保険者（学生）	72. 国民年金被保険者（学生）
73. 国民年金被保険者（学生）	74. 国民年金被保険者（学生）
75. 国民年金被保険者（学生）	76. 国民年金被保険者（学生）
77. 国民年金被保険者（学生）	78. 国民年金被保険者（学生）
79. 国民年金被保険者（学生）	80. 国民年金被保険者（学生）
81. 国民年金被保険者（学生）	82. 国民年金被保険者（学生）
83. 国民年金被保険者（学生）	84. 国民年金被保険者（学生）
85. 国民年金被保険者（学生）	86. 国民年金被保険者（学生）
87. 国民年金被保険者（学生）	88. 国民年金被保険者（学生）
89. 国民年金被保険者（学生）	90. 国民年金被保険者（学生）
91. 国民年金被保険者（学生）	92. 国民年金被保険者（学生）
93. 国民年金被保険者（学生）	94. 国民年金被保険者（学生）
95. 国民年金被保険者（学生）	96. 国民年金被保険者（学生）
97. 国民年金被保険者（学生）	98. 国民年金被保険者（学生）
99. 国民年金被保険者（学生）	100. 国民年金被保険者（学生）

2-1【国民年金保険料免除・納付猶予申請書】

国民年金保険料免除・納付猶予申請書

基礎年金番号（10桁）で申請する場合は「(個人番号)欄」に縦向きで記入してください。

A 被保険者情報	
1. 氏名	2. 性別
3. 生年月日	4. 年齢
5. 住所	6. 世帯主
7. 配偶者	8. 扶養親族
9. 障害者	10. その他

B 免除等区分	
1. 全額免除	2. 納付猶予
3. 4分の3免除	4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30. 31. 32. 33. 34. 35. 36. 37. 38. 39. 40. 41. 42. 43. 44. 45. 46. 47. 48. 49. 50. 51. 52. 53. 54. 55. 56. 57. 58. 59. 60. 61. 62. 63. 64. 65. 66. 67. 68. 69. 70. 71. 72. 73. 74. 75. 76. 77. 78. 79. 80. 81. 82. 83. 84. 85. 86. 87. 88. 89. 90. 91. 92. 93. 94. 95. 96. 97. 98. 99. 100.

3-1【国民年金保険料学生納付特例申請書】

国民年金保険料学生納付特例申請書

基礎年金番号（10桁）で申請する場合は「(個人番号)欄」に縦向きで記入してください。

A 被保険者情報	
1. 氏名	2. 性別
3. 生年月日	4. 年齢
5. 住所	6. 世帯主
7. 配偶者	8. 扶養親族
9. 障害者	10. その他

B 申請期間	
1. 申請期間	2. 申請期間
3. 申請期間	4. 申請期間
5. 申請期間	6. 申請期間
7. 申請期間	8. 申請期間
9. 申請期間	10. 申請期間
11. 申請期間	12. 申請期間
13. 申請期間	14. 申請期間
15. 申請期間	16. 申請期間
17. 申請期間	18. 申請期間
19. 申請期間	20. 申請期間
21. 申請期間	22. 申請期間
23. 申請期間	24. 申請期間
25. 申請期間	26. 申請期間
27. 申請期間	28. 申請期間
29. 申請期間	30. 申請期間
31. 申請期間	32. 申請期間
33. 申請期間	34. 申請期間
35. 申請期間	36. 申請期間
37. 申請期間	38. 申請期間
39. 申請期間	40. 申請期間
41. 申請期間	42. 申請期間
43. 申請期間	44. 申請期間
45. 申請期間	46. 申請期間
47. 申請期間	48. 申請期間
49. 申請期間	50. 申請期間
51. 申請期間	52. 申請期間
53. 申請期間	54. 申請期間
55. 申請期間	56. 申請期間
57. 申請期間	58. 申請期間
59. 申請期間	60. 申請期間
61. 申請期間	62. 申請期間
63. 申請期間	64. 申請期間
65. 申請期間	66. 申請期間
67. 申請期間	68. 申請期間
69. 申請期間	70. 申請期間
71. 申請期間	72. 申請期間
73. 申請期間	74. 申請期間
75. 申請期間	76. 申請期間
77. 申請期間	78. 申請期間
79. 申請期間	80. 申請期間
81. 申請期間	82. 申請期間
83. 申請期間	84. 申請期間
85. 申請期間	86. 申請期間
87. 申請期間	88. 申請期間
89. 申請期間	90. 申請期間
91. 申請期間	92. 申請期間
93. 申請期間	94. 申請期間
95. 申請期間	96. 申請期間
97. 申請期間	98. 申請期間
99. 申請期間	100. 申請期間

2-2【国民年金保険料免除・納付猶予申請書（ハガキ形式）】

国民年金保険料 免除・納付猶予申請書

基礎年金番号 生年月日 申請期間

住所 〒

申請者 (被保険者) 氏名

電話番号 (1. 自宅) (2. 携帯)

配偶者 (いる/いない) 氏名 配偶者生年月日

世帯主 (いる/いない) 氏名

1. 全額免除 2. 納付猶予 3. 4分の3免除 4. 半額免除 5. 4分の1免除

希望しない場合は右の を○で囲んでください。

希望しません

希望しません

この申請に必要な本人、配偶者および世帯主に関する所得情報等の確認は市区町村(前住所)等地等を含むおよび日本年金機構に委託します。

2. 1を希望した上で、納付猶予が承認された次の年度において、全額免除の認定基準に該当する場合、その年度以降は全額免除を希望します。

希望しない場合は右の を○で囲んでください。

希望しません

希望しません

この申請に必要な本人、配偶者および世帯主に関する所得情報等の確認は市区町村(前住所)等地等を含むおよび日本年金機構に委託します。

配偶者および世帯主に関する記入漏れ、記入がないとを申し立てます。(所得に関する情報については、届出内容に基づき、申告義務がある場合には、正しく申告する必要があります。)

年 月 日 日本年金機構理事長 へ

3-2【国民年金保険料学生納付特例申請書（ハガキ形式）】

国民年金保険料 学生納付特例申請書

※令和5年度と同じ学校等に在学される方がご利用いただける申請書(ハガキ)です。

以下の 箇所に記入をお願いします。

届書コード 事務所コード 基礎年金番号 生年月日

56237

申請者記入欄

学校名称

学校の所在地

在学予定年 (入学年) 平成・令和 年 月入学 (卒業予定年) 令和 年 月卒業予定

学生納付特例申請期間 令和 6 年 4 月 から 令和 年 月まで ← 今回の申請は最長で令和7年3月までとなります。

前年所得 1. なし, 2. あり (120万円以下) 3. あり (120万円超) ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族 { あり (人) ・ なし }

上記のとおり国民年金保険料学生納付特例を申請します。

この申請に必要な所得情報等の確認は市区町村 (前住所)等地等を含む)および日本年金機構理事長 へ

住所

被保険者氏名 (学上本人の氏名) (電話 - - -)

※所得に関する情報については、届出内容に基づき、申告義務がある場合には、正しく申告する必要があります。

4【国民年金保険料追納申込書】

様式コード 4 6 2 4

国民年金保険料追納申込書

日本年金機構理事長 敬て 令和 年 月 日

以下のとおり、追納を申し込みます。

〒 住所： 氏名： 日本年金機構

基礎年金番号（10桁）で申し込みする場合は「①個人番号」欄に左記で記入してください。

①個人番号	②氏名	③性別	④生年月日	⑤年齢	⑥期別	⑦期日
12桁	姓	男	年 月 日	歳	1	年 月 日
姓	名		年 月 日	歳	2	年 月 日

追納を申し込む期間等について記入してください。

追納期間	追納月	追納日	追納額	追納方法
7 平成	7 平成	7 平成	0 全額一括	3 2月分納
8 令和	8 令和	8 令和	1 1月分納	4 3月分納
9 令和	9 令和	9 令和	2 2月分納	5 4月分納
10 令和	10 令和	10 令和	3 3月分納	6 5月分納
11 令和	11 令和	11 令和	4 4月分納	7 6月分納
12 令和	12 令和	12 令和	5 5月分納	8 7月分納
13 令和	13 令和	13 令和	6 6月分納	9 8月分納
14 令和	14 令和	14 令和	7 7月分納	10 9月分納
15 令和	15 令和	15 令和	8 8月分納	11 10月分納
16 令和	16 令和	16 令和	9 9月分納	12 11月分納
17 令和	17 令和	17 令和	10 10月分納	13 12月分納
18 令和	18 令和	18 令和	11 11月分納	14 13月分納
19 令和	19 令和	19 令和	12 12月分納	15 14月分納
20 令和	20 令和	20 令和	13 1月分納	16 15月分納
21 令和	21 令和	21 令和	14 2月分納	17 16月分納
22 令和	22 令和	22 令和	15 3月分納	18 17月分納
23 令和	23 令和	23 令和	16 4月分納	19 18月分納
24 令和	24 令和	24 令和	17 5月分納	20 19月分納
25 令和	25 令和	25 令和	18 6月分納	21 20月分納
26 令和	26 令和	26 令和	19 7月分納	22 21月分納
27 令和	27 令和	27 令和	20 8月分納	23 22月分納
28 令和	28 令和	28 令和	21 9月分納	24 23月分納
29 令和	29 令和	29 令和	22 10月分納	25 24月分納
30 令和	30 令和	30 令和	23 11月分納	26 25月分納
31 令和	31 令和	31 令和	24 12月分納	27 26月分納
32 令和	32 令和	32 令和	25 1月分納	28 27月分納
33 令和	33 令和	33 令和	26 2月分納	29 28月分納
34 令和	34 令和	34 令和	27 3月分納	30 29月分納
35 令和	35 令和	35 令和	28 4月分納	31 30月分納
36 令和	36 令和	36 令和	29 5月分納	32 31月分納
37 令和	37 令和	37 令和	30 6月分納	33 32月分納
38 令和	38 令和	38 令和	31 7月分納	34 33月分納
39 令和	39 令和	39 令和	32 8月分納	35 34月分納
40 令和	40 令和	40 令和	33 9月分納	36 35月分納
41 令和	41 令和	41 令和	34 10月分納	37 36月分納
42 令和	42 令和	42 令和	35 11月分納	38 37月分納
43 令和	43 令和	43 令和	36 12月分納	39 38月分納
44 令和	44 令和	44 令和	37 1月分納	40 39月分納
45 令和	45 令和	45 令和	38 2月分納	41 40月分納
46 令和	46 令和	46 令和	39 3月分納	42 41月分納
47 令和	47 令和	47 令和	40 4月分納	43 42月分納
48 令和	48 令和	48 令和	41 5月分納	44 43月分納
49 令和	49 令和	49 令和	42 6月分納	45 44月分納
50 令和	50 令和	50 令和	43 7月分納	46 45月分納
51 令和	51 令和	51 令和	44 8月分納	47 46月分納
52 令和	52 令和	52 令和	45 9月分納	48 47月分納
53 令和	53 令和	53 令和	46 10月分納	49 48月分納
54 令和	54 令和	54 令和	47 11月分納	50 49月分納
55 令和	55 令和	55 令和	48 12月分納	51 50月分納
56 令和	56 令和	56 令和	49 1月分納	52 51月分納
57 令和	57 令和	57 令和	50 2月分納	53 52月分納
58 令和	58 令和	58 令和	51 3月分納	54 53月分納
59 令和	59 令和	59 令和	52 4月分納	55 54月分納
60 令和	60 令和	60 令和	53 5月分納	56 55月分納
61 令和	61 令和	61 令和	54 6月分納	57 56月分納
62 令和	62 令和	62 令和	55 7月分納	58 57月分納
63 令和	63 令和	63 令和	56 8月分納	59 58月分納
64 令和	64 令和	64 令和	57 9月分納	60 59月分納
65 令和	65 令和	65 令和	58 10月分納	61 60月分納
66 令和	66 令和	66 令和	59 11月分納	62 61月分納
67 令和	67 令和	67 令和	60 12月分納	63 62月分納
68 令和	68 令和	68 令和	61 1月分納	64 63月分納
69 令和	69 令和	69 令和	62 2月分納	65 64月分納
70 令和	70 令和	70 令和	63 3月分納	66 65月分納
71 令和	71 令和	71 令和	64 4月分納	67 66月分納
72 令和	72 令和	72 令和	65 5月分納	68 67月分納
73 令和	73 令和	73 令和	66 6月分納	69 68月分納
74 令和	74 令和	74 令和	67 7月分納	70 69月分納
75 令和	75 令和	75 令和	68 8月分納	71 70月分納
76 令和	76 令和	76 令和	69 9月分納	72 71月分納
77 令和	77 令和	77 令和	70 10月分納	73 72月分納
78 令和	78 令和	78 令和	71 11月分納	74 73月分納
79 令和	79 令和	79 令和	72 12月分納	75 74月分納
80 令和	80 令和	80 令和	73 1月分納	76 75月分納
81 令和	81 令和	81 令和	74 2月分納	77 76月分納
82 令和	82 令和	82 令和	75 3月分納	78 77月分納
83 令和	83 令和	83 令和	76 4月分納	79 78月分納
84 令和	84 令和	84 令和	77 5月分納	80 79月分納
85 令和	85 令和	85 令和	78 6月分納	81 80月分納
86 令和	86 令和	86 令和	79 7月分納	82 81月分納
87 令和	87 令和	87 令和	80 8月分納	83 82月分納
88 令和	88 令和	88 令和	81 9月分納	84 83月分納
89 令和	89 令和	89 令和	82 10月分納	85 84月分納
90 令和	90 令和	90 令和	83 11月分納	86 85月分納
91 令和	91 令和	91 令和	84 12月分納	87 86月分納
92 令和	92 令和	92 令和	85 1月分納	88 87月分納
93 令和	93 令和	93 令和	86 2月分納	89 88月分納
94 令和	94 令和	94 令和	87 3月分納	90 89月分納
95 令和	95 令和	95 令和	88 4月分納	91 90月分納
96 令和	96 令和	96 令和	89 5月分納	92 91月分納
97 令和	97 令和	97 令和	90 6月分納	93 92月分納
98 令和	98 令和	98 令和	91 7月分納	94 93月分納
99 令和	99 令和	99 令和	92 8月分納	95 94月分納
100 令和	100 令和	100 令和	93 9月分納	96 95月分納
101 令和	101 令和	101 令和	94 10月分納	97 96月分納
102 令和	102 令和	102 令和	95 11月分納	98 97月分納
103 令和	103 令和	103 令和	96 12月分納	99 98月分納
104 令和	104 令和	104 令和	97 1月分納	100 99月分納
105 令和	105 令和	105 令和	98 2月分納	101 100月分納
106 令和	106 令和	106 令和	99 3月分納	102 101月分納
107 令和	107 令和	107 令和	100 4月分納	103 102月分納
108 令和	108 令和	108 令和	101 5月分納	104 103月分納
109 令和	109 令和	109 令和	102 6月分納	105 104月分納
110 令和	110 令和	110 令和	103 7月分納	106 105月分納
111 令和	111 令和	111 令和	104 8月分納	107 106月分納
112 令和	112 令和	112 令和	105 9月分納	108 107月分納
113 令和	113 令和	113 令和	106 10月分納	109 108月分納
114 令和	114 令和	114 令和	107 11月分納	110 109月分納
115 令和	115 令和	115 令和	108 12月分納	111 110月分納
116 令和	116 令和	116 令和	109 1月分納	112 111月分納
117 令和	117 令和	117 令和	110 2月分納	113 112月分納
118 令和	118 令和	118 令和	111 3月分納	114 113月分納
119 令和	119 令和	119 令和	112 4月分納	115 114月分納
120 令和	120 令和	120 令和	113 5月分納	116 115月分納
121 令和	121 令和	121 令和	114 6月分納	117 116月分納
122 令和	122 令和	122 令和	115 7月分納	118 117月分納
123 令和	123 令和	123 令和	116 8月分納	119 118月分納
124 令和	124 令和	124 令和	117 9月分納	120 119月分納
125 令和	125 令和	125 令和	118 10月分納	121 120月分納
126 令和	126 令和	126 令和	119 11月分納	122 121月分納
127 令和	127 令和	127 令和	120 12月分納	123 122月分納
128 令和	128 令和	128 令和	121 1月分納	124 123月分納
129 令和	129 令和	129 令和	122 2月分納	125 124月分納
130 令和	130 令和	130 令和	123 3月分納	126 125月分納
131 令和	131 令和	131 令和	124 4月分納	127 126月分納
132 令和	132 令和	132 令和	125 5月分納	128 127月分納
133 令和	133 令和	133 令和	126 6月分納	129 128月分納
134 令和	134 令和	134 令和	127 7月分納	130 129月分納
135 令和	135 令和	135 令和	128 8月分納	131 130月分納
136 令和	136 令和	136 令和	129 9月分納	132 131月分納
137 令和	137 令和	137 令和	130 10月分納	133 132月分納
138 令和	138 令和	138 令和	131 11月分納	134 133月分納
139 令和	139 令和	139 令和	132 12月分納	135 134月分納
140 令和	140 令和	140 令和	133 1月分納	136 135月分納
141 令和	141 令和	141 令和	134 2月分納	137 136月分納
142 令和	142 令和	142 令和	135 3月分納	138 137月分納
143 令和	143 令和	143 令和	136 4月分納	139 138月分納
144 令和	144 令和	144 令和	137 5月分納	140 139月分納
145 令和	145 令和	145 令和	138 6月分納	141 140月分納
146 令和	146 令和	146 令和	139 7月分納	142 141月分納
147 令和	147 令和	147 令和	140 8月分納	143 142月分納
148 令和	148 令和	148 令和	141 9月分納	144 143月分納
149 令和	149 令和	149 令和	142 10月分納	145 144月分納
150 令和	150 令和	150 令和	143 11月分納	146 145月分納
151 令和	151 令和	151 令和	144 12月分納	147 146月分納
152 令和	152 令和	152 令和	145 1月分納	148 147月分納
153 令和	153 令和	153 令和	146 2月分納	149 148月分納
154 令和	154 令和	154 令和	147 3月分納	150 149月分納
155 令和	155 令和	155 令和	148 4月分納	151 150月分納
156 令和	156 令和	156 令和	149 5月分納	152 151月分納
157 令和	157 令和	157 令和	150 6月分納	153 152月分納
158 令和	158 令和	158 令和	151 7月分納	154 153月分納
159 令和	159 令和	159 令和	152 8月分納	155 154月分納
160 令和	160 令和	160 令和	153 9月分納	156 155月分納
161 令和	161 令和	161 令和	154 10月分納	157 156月分納
162 令和	162 令和	162 令和	155 11月分納	158 157月分納
163 令和	163 令和	163 令和	156 12月分納	159 158月分納
164 令和	164 令和	164 令和	157 1月分納	160 159月分納
165 令和	165 令和	165 令和	158 2月分納	161 160月分納
166 令和	166 令和	166 令和	159 3月分納	162 161月分納
167 令和	167 令和	167 令和	160 4月分納	163 162月分納
168 令和	168 令和	168 令和	161 5月分納	164 163月分納
169 令和	169 令和	169 令和	162 6月分納	165 164月分納
170 令和	170 令和	170 令和	163 7月分納	166 165月分納
171 令和	171 令和	171 令和	164 8月分納	167 166月分納
172 令和	172 令和	172 令和	165 9月分納	168 167月分納
173 令和	173 令和	173 令和	166 10月分納	169 168月分納
174 令和	174 令和	174 令和	167 11月分納	170 169月分納
175 令和	175 令和	175 令和	168 12月分納	171 170月分納
176 令和	176 令和	176 令和	169 1月分納	172 171月分納
177 令和	177 令和	177 令和	170 2月分納	173 172月分納
178 令和	178 令和	178 令和	171 3月分納	174 173月分納
179 令和	179 令和	179 令和	172 4月分納	175 174月分納
180 令和	180 令和	180 令和	173 5月分納	176 175月分納
181 令和	181 令和	181 令和	174 6月分納	177 176月分納
182 令和	182 令和	182 令和	175 7月分納	178 177月分納
183 令和	183 令和	183 令和	176 8月分納	179 178月分納
184 令和	184 令和	184 令和	177 9月分納	180 179月分納
185 令和</				

この資料で取り上げる通知書は以下のとおりです。

資格取得	(1)納付案内書 (2)納付書
任意加入	(1)国民年金任意加入被保険者資格取得申出受理通知書 (2)国民年金任意加入被保険者資格取得申出却下通知書
付加保険料	(1)国民年金付加保険料納付被保険者該当通知書 (2)国民年金付加保険料納付被保険者非該当通知書
法定免除	(1)国民年金保険料免除理由該当通知書 (2)国民年金保険料免除理由消滅通知書
免除・納付猶予	(1)国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書 (ハガキ形式) (2)国民年金保険料免除・納付猶予申請却下通知書 (ハガキ形式) (3)国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書 (4)国民年金保険料免除・納付猶予申請却下通知書
学生納付特例	(1)国民年金保険料学生納付特例申請承認通知書 (ハガキ形式) (2)国民年金保険料学生納付特例申請却下通知書 (ハガキ形式) (3)国民年金保険料学生納付特例申請承認通知書 (4)国民年金保険料学生納付特例申請却下通知書

追納	(1)国民年金保険料追納申込承認通知書 (2)国民年金保険料追納申込却下通知書 (3)納付書
口座振替	(1)国民年金保険料口座振替開始（変更）通知書 / 国民年金保険料口座振替額通知書
クレジットカード	(1)国民年金保険料クレジットカード納付開始（変更） 通知書 / 国民年金保険料クレジットカード納付額通知書 (2)クレジットカードの有効性確認結果のお知らせ
還付請求	(1)振込手続き完了のご案内（振込通知書） (2)国庫金送金通知書

○通知書に記入されている教示文は以下の通りです。

<教示文>

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭で、あなたの住所地の社会保険審査官（地方厚生（支）局内）に審査請求できます。また、その決定に不服があるときは、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に社会保険審査会（厚生労働省内）に再審査請求できます。なお、この決定の取消の訴えは、審査請求の決定を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から2か月を経過しても審査請求の決定がないときや、この決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、審査請求の決定を経なくても提起できます。この訴えは、審査請求の決定（再審査請求をした場合には、当該決定又は社会保険審査会の裁決。以下同じ。）があったことを知った日から6か月以内に、日本年金機構を被告として提起できます。ただし、原則として、審査請求の決定の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

1. 国民年金被保険者の種別

・第1号被保険者

日本に住む20歳以上60歳未満の方で、自営業者・農業者とその家族、学生、無職の人など、第2号被保険者又は第3号被保険者に該当しない方。

・第2号被保険者

会社員や公務員など厚生年金保険、共済組合に加入している方。

・第3号被保険者

厚生年金保険、共済組合に加入中の第2号被保険者に扶養されている配偶者のうち、日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の配偶者の方。

2. 任意加入被保険者

海外在住者、60歳までに老齢基礎年金の受給資格を満たしていない者あるいは40年の納付済期間がないため老齢基礎年金を満額受給できない者などは、本人の希望により国民年金に加入することができる。

3. 付加保険料

第1号被保険者や任意加入被保険者が申出をすることにより納付できる保険料のこと。
定額保険料に上乗せして月額400円の付加保険料を納付することで、将来の老齢基礎年金の額を増やすことができる。

4. 法定免除

第1号被保険者が、次のいずれかの承認基準に該当するとき、本人の届出により納付義務が免除される。

- ・生活保護法の「生活扶助」を受けているとき
- ・障害基礎年金などの2級以上の障害に関する公的年金の受給権者であるとき
- ・厚生労働大臣が指定する施設（ハンセン病療養所など）に入所しているとき

5. 保険料免除申請

本人・配偶者(別世帯の配偶者を含む)・世帯主それぞれ前年所得（過去の年度分については、前々年所得等）が一定額の場合や失業等の理由がある場合、申請により保険料の納付が免除される。
免除される額は、全額、4分の3、半額、4分の1の4種類がある。

6. 保険料納付猶予申請

20歳から50歳未満の方（学生を除く）で、本人・配偶者(別世帯の配偶者を含む)の前年等の所得が一定額以下（全額免除の所得基準と同じ）の場合、申請により保険料の納付が猶予される。

7. 学生納付特例申請

学生納付特例の対象者に該当する学生が、学生納付特例を受けようとする年度の前年の所得が一定以下の場合や失業等の理由がある場合、申請により保険料の納付が猶予される。
なお、家族の方の所得は問わない。

8. 追納申込

免除・納付猶予・学生納付特例の承認を受けた期間の国民年金保険料を申し込みにより後から納付する。
追納ができるのは、追納が承認された月の前10年以内の保険料免除・納付猶予・学生納付特例を受けた期間のみ。

様式コード
4 1 0 0



国民年金被保険者関係届書（申出書）

裏面の「提出にあたってのご注意」を参考のうえ記入してください。

市区町村長 令和〇〇年〇〇月〇〇日
日本年金機構理事長 あて
以下のとおり届け出（申出）ます。

氏 名： 年金 太郎

被保険者との続柄： 本人 2. その他（ ）

市区町村	日本年金機構
------	--------

- ① ●日付
提出年月日
- 氏名
届出者氏名
- 被保険者との続柄
該当する項目に○をする。「2.その他」の場合は（ ）に続柄を記入。

基礎年金番号（10桁）で届出する場合は「①個人番号」欄に左詰めで記入してください。

① 個人番号 (または基礎年金番号)	X X X X X X X X X X	② 生年月日	⑤ 昭和 7. 平成	5 5 1 0 3 0
③ 氏名 (フリガナ)	ネンキン 年金	④ 性別	① 男性 2. 女性	1. 男性 2. 女性
⑤ 郵便番号	X X X X X X X	⑥ 電話番号	1. 自宅 2. 携帯電話 3. 勤務先 4. その他	X X X - X X X X - X X X X
⑦ 住所	東京都杉並区高井戸西●-●-●			
⑧ 国籍 (外国籍の方のみ)	⑨ 外国人通称名 (フリガナ)			

- ② ●「①個人番号（または基礎年金番号）」欄
次のいずれかを記入
・個人番号
・年金手帳（基礎年金番号通知書）に記入された基礎年金番号
- 「⑥電話番号」欄
自宅に限らず、連絡が付きやすい番号を記入。
- 「⑦住所」欄
住民票の住所

届出（申出）を行う「届書種類」に該当する番号を○で囲んだうえ、必要事項を記入してください。

⑩届書種類・番号	⑪該当・申出年月日/出産(予定)日	⑫理由等
資格取得届 1	平成	0. 20歳到達(学生) 4. 任意加入の申出
種別変更届 2	令和	1. 資格取得届出もれ 5. その他
資格取得申出 3		2. 20歳到達 10. 国籍変更届出等
資格喪失届 4		3. 厚生年金(共済金)からの移行 11. 外国からの転入
資格喪失申出 5		1. 厚生年金(共済金)への移行 5. 期間満了
付加保険料 納付・辞退申出		2. 任意加入対象者に該当 3. その他 10. 中国残留邦人等非該当
付加保険料 該当・非該当届		4. 任意喪失の申出 11. 外国への転出
保険料 免除理由届		1. 新村の申出 3. 農業者年金の資格取得
保険料 免除理由届		2. 新付辞退の申出 4. 農業者年金の資格喪失
基礎年金番号通知 書再交付申請		1. 法第89条第1号(障害基礎年金等) ⑬保険料納付申出の確認
産前産後免除 該当届		2. 法第89条第2号(生活扶助等) 1. 希望する
		3. 法第89条第3号(産前産後等) 2. 希望しない
		1. 紛失 9. その他
		2. 破損(汚れ) ()
		単胎・多胎の別
		1. 単胎 2. 多胎

拡大

- ③ ●「⑨外国人通称名」欄
外国人の場合で通称名がある場合は、住民基本台帳に登録されている通称名を記入。
（「③氏名」欄には本名を記入。）

届出（申出）を行う「届書種類」に該当する番号を○で囲んだうえ、必要事項を記入してください。

⑩届書種類・番号	⑪該当・申出年月日/出産(予定)日	⑫理由等
資格取得届 1	平成	0. 20歳到達(学生) 4. 任意加入の申出
種別変更届 2	令和	1. 資格取得届出もれ 5. その他
資格取得申出 3		2. 20歳到達 10. 国籍変更届出等
資格喪失届 4		3. 厚生年金(共済金)からの移行 11. 外国からの転入
資格喪失申出 5		1. 厚生年金(共済金)への移行 5. 期間満了
付加保険料 納付・辞退申出		2. 任意加入対象者に該当 3. その他 10. 中国残留邦人等非該当
付加保険料 該当・非該当届		4. 任意喪失の申出 11. 外国への転出
保険料 免除理由届		1. 新村の申出 3. 農業者年金の資格取得
保険料 免除理由届		2. 新付辞退の申出 4. 農業者年金の資格喪失
基礎年金番号通知 書再交付申請		1. 法第89条第1号(障害基礎年金等) ⑬保険料納付申出の確認
産前産後免除 該当届		2. 法第89条第2号(生活扶助等) 1. 希望する
		3. 法第89条第3号(産前産後等) 2. 希望しない
		1. 紛失 9. その他
		2. 破損(汚れ) ()
		単胎・多胎の別
		1. 単胎 2. 多胎

備考 前納希望 令和X年4月～令和X年3月 送付希望先 〒XXX-XXXX 東京都杉並区高井戸西●-●-● 本人宛

- ④ ●記入する内容は以下を参照。
- <厚生年金または共済年金の資格を喪失(退職)したとき>
- | 「⑩届書種類・番号」欄 | 「⑪該当・申出年月日/出産(予定)日」欄 | 「⑫理由等」欄 |
|-------------|----------------------|---------|
| 「1」に○ | 退職日の翌日を記入 | 「3」に○ |

- ⑤ ●備考
- ・国民年金保険料の前納を希望される場合は、備考欄に「前納希望」と記入するよう説明し、あわせて、前納する期間も記入。
 - ・住民票以外の居所(以下「郵送先」という。)へ郵便物の送付を希望される場合は、備考欄に郵送先の郵便番号、居所及び宛名を記入。

個人番号をお持ちでない方が以下の届出を行う場合は、必要事項を記入してください。

様式コード
4 1 0 0



国民年金被保険者関係届書（申出書）

裏面の「提出にあたってのご注意」を参考のうえ記入してください。

市区町村長 令和〇〇年〇〇月〇〇日
日本年金機構理事長 あて
以下のとおり届け出（申出）します。

氏名： 年金 花子

被保険者との続柄： 本人 2. その他（ ）

市区町村 日本年金機構

- ① ●日付
提出年月日
- 氏名
届出者氏名
- 被保険者との続柄
該当する項目に○をする。「2.その他」の場合は（ ）に続柄を記入。

基礎年金番号（10桁）で届出する場合は「①個人番号」欄に左詰めで記入してください。

①個人番号（または基礎年金番号） X X X X X X X X X X

②生年月日 昭和 5 5 0 8 2 9 平成 5 5 0 8 2 9

③氏名 (フリガナ) ネンキン ハナコ 氏名 年金 花子

④性別 男性 女性

⑤郵便番号 X X X X X X X ⑥電話番号 1. 自宅 3. 勤務先 2. 20歳到達 1.0. 中国残留邦人等 3. 厚生年金（共済含む）からの移行 4. その他 XXX - XXXX - XXXX

⑦住所 東京都杉並区高井戸西 ●-●-●

⑧国籍 (外国籍の方のみ) ⑨外国人通称名 (フリガナ)

- ② ●「①個人番号（または基礎年金番号）」欄
次のいずれかを記入
・個人番号
・年金手帳（基礎年金番号通知書）等に記入された基礎年金番号
- 「⑥電話番号」欄
自宅に限らず、連絡が付きやすい番号を記入。
- 「⑦住所」欄
住民票の住所

届出（申出）を行う「届書種類」に該当する番号を○で囲んだうえ、必要事項を記入してください。

届書種類・番号	①該当・申出年月日/出産（予定）日	②理由等
資格取得届 1	平成	0. 20歳到達（学生） 4. 任意加入の申出
種別変更届 2	令和	1. 資格取得届出もれ 5. その他
資格取得申出 3		2. 20歳到達 1.0. 中国残留邦人等
		3. 厚生年金（共済含む）からの移行 1.1. 外国からの転入
		4. 任意加入の申出 5. 期間満了
		1. 厚生年金（共済含む）への移行 10. 中国残留邦人等非該当
		2. 任意加入対象者に該当 11. 外国への転出
		3. その他
		4. 任意喪失の申出

拡大

- ③ ●「⑨外国人通称名」欄
外国人の場合で通称名がある場合は、住民基本台帳に登録されている通称名を記入。（「③氏名」欄には本名を記入。）

届出（申出）を行う「届書種類」に該当する番号を○で囲んだうえ、必要事項を記入してください。

届書種類・番号	①該当・申出年月日/出産（予定）日	②理由等
資格取得届 1	平成	0. 20歳到達（学生） 4. 任意加入の申出
種別変更届 2	令和	1. 資格取得届出もれ 5. その他
資格取得申出 3		2. 20歳到達 1.0. 中国残留邦人等
		3. 厚生年金（共済含む）からの移行 1.1. 外国からの転入
		4. 任意加入の申出 5. 期間満了
		1. 厚生年金（共済含む）への移行 10. 中国残留邦人等非該当
		2. 任意加入対象者に該当 11. 外国への転出
		3. その他
		4. 任意喪失の申出
資格喪失届 4	平成	1. 厚生年金（共済含む）への移行 5. 期間満了
資格喪失申出 5	令和	2. 任意加入対象者に該当 10. 中国残留邦人等非該当
		3. その他 11. 外国への転出
		4. 任意喪失の申出
付加保険料納付・辞退申出 6	平成	1. 納付の申出 3. 農業者年金の資格取得
付加保険料納付・非該当届 7	令和	2. 納付辞退の申出 4. 農業者年金の資格喪失
保険料免除理由該当届 8	平成	1. 法第89条第1号（障害基礎年金等） ③保険料納付申出の確認
保険料免除理由消滅届 9	令和	2. 法第89条第2号（生活扶助等） 1. 希望する
		3. 法第89条第3号（単立療養所等） 2. 希望しない
基礎年金番号通知書再交付申請 10	平成	1. 紛失 9. その他
産前産後免除該当届 14	令和	2. 破損（汚れ）
		単胎・多胎の別 1. 単胎 2. 多胎
備考	前納希望 令和X年4月～令和X年3月 送付希望先 〒XXX-XXXX 東京都杉並区高井戸西 ●-●-● 本人宛	

- ④ ●記入する内容は以下を参照。
- <配偶者の退職等により、第3号被保険者でなくなったとき>
- | 「⑩届書種類・番号」欄 | 「①該当・申出年月日/出産（予定）日」欄 | 「②理由等」欄 |
|-------------|--------------------------|---------|
| 「2」に○ | 配偶者の退職日の翌日あるいは扶養されなくなった日 | 「5」に○ |
- <配偶者の65歳到達により、第3号被保険者でなくなったとき>
- | 「⑩届書種類・番号」欄 | 「①該当・申出年月日/出産（予定）日」欄 | 「②理由等」欄 |
|-------------|----------------------|---------|
| 「2」に○ | 配偶者の65歳の誕生日の前日を記入 | 「5」に○ |

- ⑤ ●備考
・国民年金保険料の前納を希望される場合は、備考欄に「前納希望」と記入するよう説明し、あわせて、前納する期間も記入。
- ・住民票以外の居所（以下「郵送先」という。）へ郵便物の送付を希望される場合は、備考欄に郵送先の郵便番号、居所及び宛名を記入。

個人番号をお持ちでない方が以下の届出を行う場合は、必要事項を記入してください。

◆ 資格取得手続き後の通知書

(1) 納付案内書

資格取得日、種別変更日の属する月分から保険料が発生し、納付案内書と納付書が送付される。

表

年度 国民年金保険料納付案内書

01 02 03 04 05

5664

発行年月日： 年 月 日
基礎年金番号：
お問い合わせ先

TEL 住所
氏名 様

厚生労働大臣 印

【ご注意】 誤った納付を防止するため、納付書を1枚ずつ切り離して送付しています。紛失には十分ご注意ください。納付場所や納付方法は、裏面をお読みください。

A

年度の保険料額および納付期限は以下のとおりです。

納付月	保険料額	納付期限	納付月	保険料額	納付期限
4月分	円	年 月 日	10月分	円	年 月 日
5月分	円	年 月 日	11月分	円	年 月 日
6月分	円	年 月 日	12月分	円	年 月 日
7月分	円	年 月 日	1月分	円	年 月 日
8月分	円	年 月 日	2月分	円	年 月 日
9月分	円	年 月 日	3月分	円	年 月 日

B

定期保険料 月額 円
付加保険料をあわせて納める場合の保険料 月額 円
第1号被保険者の保険料 月額 円
第2号被保険者の保険料 月額 円
第3号被保険者の保険料 月額 円

C

以上の保険料のうち、割引前納することができる期間は以下のとおりです。
なお、割引前納で納付できない月の保険料は、各月分の納付書で納付してください。

全期間前納： 円 → 円 6か月前納： 円 → 円

（割引額： 円） （割引額： 円）

納付月分	全期間前納で納める場合	6か月前納で納める場合
年 月 ~ 年 月 日	年 月 ~ 年 月 日	年 月 ~ 年 月 日
保険料額	円	円
納付期限	年 月 日	年 月 日

備考

A：今年度の保険料額・納付期限
B：付加保険料を納付する場合や免除の承認を受けた場合の金額
C：前納ができる期間とその金額

裏

保険料の納付方法及び納付場所

納付書に記載されている金額の保険料を添えて、金融機関、郵便局（※1）、コンビニエンスストア（※2）等の窓口で納付してください。

■ 取扱金融機関

○全国の銀行 ○信用金庫 ○信用組合 ○労働金庫 ○農業協同組合 ○漁業協同組合

■ コンビニエンスストアでは、夜間や休日でも納付できます。

納付できるコンビニエンスストア等は、納付書の裏面または日本年金機構ホームページをご覧ください。また、コンビニエンスストア等で納めた場合、納付記録の反映までに2週間程度かかる場合があります。

■ スマートフォンからの電子決済（※2）をご利用できます。

■ 電子納付（Pay-easy）をご利用できます。

（※1） 簡易郵便物のうち、輸入種々代理店となっていない簡易郵便物で納付の手続きをした場合、手続きから領収日まで2営業日程度要します。納付期限または使用期限をご確認のうえ、お早めに納付手続きをいたしましたままようお願いいたします。

（※2） 保険料額が30万円を超える納付額は、コンビニエンスストア及びスマートフォンからの電子決済ではお支払いいただけません。

翌年度未までの前納をご希望の場合、納付書を失った場合、汚れなどにより使用できなくなった場合等、納付書の再発行をご希望の方は、お近くの年金事務所にお申し出ください。

すでに納付済みの方、同様の納付書を受け取った方は、行き違いですのでご了承ください。

免除申請書、口座振替納付申出書等を提出した方にも送付していますので、ご了承ください。（申請または申し出の結果がお手元に届くまで、この納付書は大切に保管してください）

詳しくは、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/>

保険料の納付方法を記入

- 金融機関
- 郵便局
- コンビニエンスストア
- 電子納付（Pay-easy）
- 電子（キャッシュレス）決済

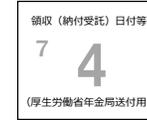
資格取得手続き後の通知書

(2) 納付書

表

○毎月納付用や前納用など、納付方法によって使用する納付書が異なる。
使用する納付書は、「納付期間」欄または「領収(納付受託)日付等」欄を確認する。

<毎月納付用納付書>



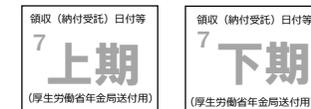
納付期限: 翌月末
月末が土・日・祝日・年末にあたる場合は、翌月最初の金融機関等の営業日が納付期限となる。

○1年前納・6か月前納には、それぞれ前納できる期限が設けられている。
納付書の納付期限を経過すると1年前納、6か月分前納ができなくなるため、注意する。

<1年前納用納付書>



<6か月分前納用納付書>

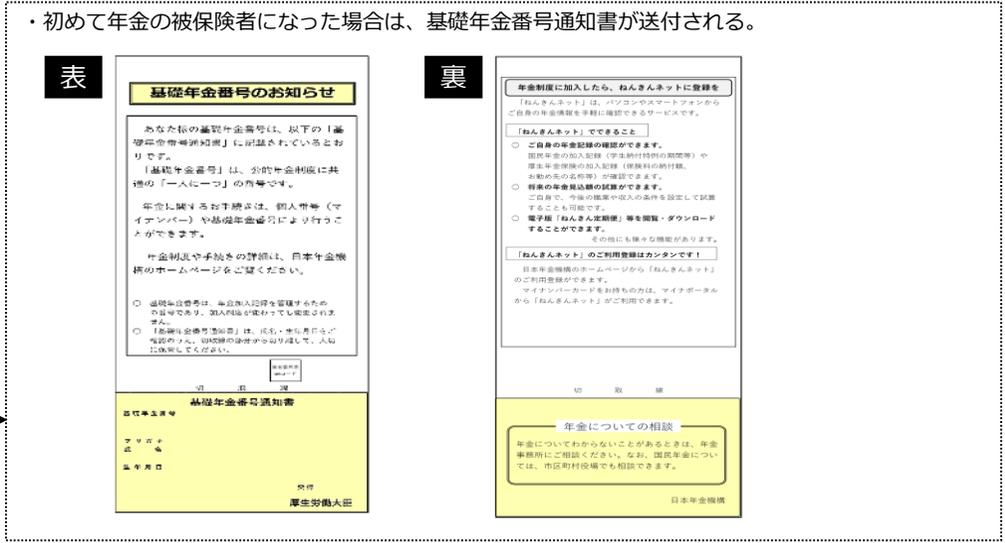
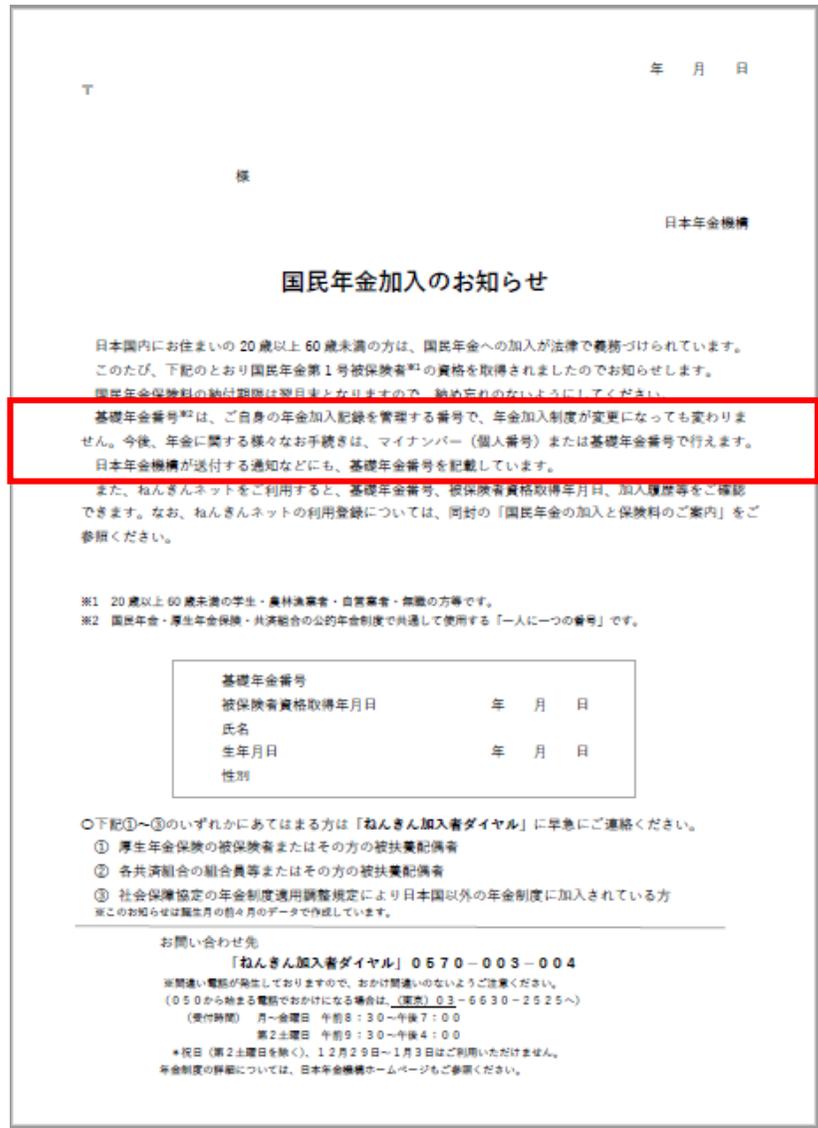


納付書の納付期限: 1年前納は**4月末日**、6か月前納は**4月末日及び10月末日**
月末が土・日・祝日にあたる場合は、翌月最初の金融機関等の営業日が納付期限となる。

裏

◆ 資格取得手続き後の通知書

- (3) 20歳到達による資格取得をした者は、「国民年金加入のお知らせ」が送付される。
 「国民年金加入のお知らせ」には「国民年金の加入と保険料のご案内」「納付書」「口座振替納付申出書」「学生納付特例申請書」「免除・納付猶予申請書」が同封されている。



・初めて年金の被保険者になった場合は、基礎年金番号通知書が送付される。

様式コード
4 1 0 0

国民年金被保険者関係届書(申出書)

裏面の「提出にあたっての注意」を参考のうえ記入してください。

① 市区町村長 日本年金機構理事長 あて 令和〇〇年〇〇月〇〇日
以下のとおり届け出(申し出)ます。

氏名: 年金 一郎

被保険者との続柄: ①本人 2. その他()

基礎年金番号(10桁)で届出する場合は「①個人番号」欄に左詰めで記入してください。

②

① 個人番号 (または基礎年金番号)	X X X X X X X X X X	② 生年月日	⑤ 昭和 3 3 0 1 0 1 平成
③ 氏名 (フリガナ)	ネンキン 年金 イチロウ 一郎	④ 性別	① 男性 2. 女性
⑤ 郵便番号	X X X X X X X X	⑥ 電話番号	1. 自宅 3. 勤務先 2. 携帯電話 4. その他 XXX-XXXX-XXXX
⑦ 住所	東京都杉並区高井戸西●-●-●		
⑧ 国籍 (外国籍の方のみ)	⑨ 外国人通称名 (フリガナ)		

届出(申出)を行う「届書種類」に該当する番号を○で囲んだうえ、必要事項を記入してください。

届出(申出)を行う「届書種類」に該当する番号を○で囲んだうえ、必要事項を記入してください。

届書種類・番号	①該当・申出年月日/出産(予定)日	②理由等
資格取得届 1	平成	0. 20歳到達(学生) ④ 任意加入の申出 9. その他
種別変更届 2	令和	2. 20歳到達 9. 中国探親部人等
資格取得申出 ③		3. 厚生年金(共済含む)からの移行 10. 外国からの転入
資格喪失届 4	平成	1. 出生(含む(共済含む))への移行 5. 期間満了
資格喪失申出 5	令和	2. 任意加入対象者に該当 10. 中絶(高年齢人等)非該当
付加保険料納付・返還申出 6	平成	3. その他 11. 外国への転入
付加保険料返還・非該当届 7	令和	1. 届付の届出 3. 農林年金の資格取得
保険料免除届(該当届) 8	平成	2. 届付辞退の届出 4. 農林年金の資格喪失
保険料免除届(非該当届) 9	令和	1. 法第89条第1号(障害基礎年金等) ③保険料納付申出の確認
基礎年金番号通知書再交付申請 10	平成	2. 法第89条第2号(生活扶助等)
産前産後免除届 14	令和	3. 法第89条第3号(国民年金等)
備考	前納希望 令和X年4月~令和X年3月	送付希望先 〒XXX-XXXX 東京都杉並区高井戸西●-●-● 本人宛

個人番号をお持ちでない方が以下の届出を行う場合は、必要事項を記入してください。

届出事項	氏名変更届 12	平成	変更前氏名
	死亡届 13	平成	届出者連絡先

備考 前回と同一の口座からの振替を希望する

個人番号をお持ちでない方が以下の届出を行う場合は、必要事項を記入してください。

- ① ●日付…提出年月日
●氏名…届出者氏名
●被保険者との続柄
該当する項目に○をする。「2.その他」の場合は()に続柄を記入。
- ② ●「①個人番号(または基礎年金番号)」欄
次のいずれかを記入
・個人番号
・年金手帳(基礎年金番号通知書)等に記入された基礎年金番号
●「⑥電話番号」欄…自宅に限らず、連絡がしやすい番号を記入。
●「⑦住所」欄…住民票の住所
- ③ ●「⑨外国人通称名」欄
外国人の場合で通称名がある場合は、住民基本台帳に登録されている通称名を記入。
(「③氏名」欄には本名を記入。)
- ④ ●記入する内容は以下を参照。
- | | | |
|-------------|----------------------|---------|
| 「⑩届書種類・番号」欄 | 「①該当・申出年月日/出産(予定)日」欄 | 「②理由等」欄 |
| 「3」に○ | 任意加入を申し出た日 | 「4」に○ |
- ⑤-1 ●備考
・国民年金保険料の前納を希望される場合は、備考欄に「前納希望」と記入するよう説明し、あわせて、前納する期間も記入。
・住民票以外の居所(以下「郵送先」という。)へ郵便物の送付を希望される場合は、備考欄に郵送先の郵便番号、居所及び宛名を記入。
- ⑤-2 ○保険料の納付方法
原則、口座振替での納付→資格取得申出と併せて「口座振替納付申出書」を提出する
※「口座振替によらない正当な事由」がある場合や海外に居住する場合を除く)
○口座振替申出書の事務簡素化の取扱い
＜対象となる手続き＞
① 第1号被保険者から任意加入被保険者への資格取得手続き
② 任意加入被保険者から第1号被保険者への資格取得手続き
③ 任意加入被保険者から任意加入被保険者への資格取得手続き
＜対象となる条件＞
以下の全てに該当した方が対象になります。
・資格喪失時の国民年金保険料の納付口座と同じ口座かつ、同じ振替方法で納付を希望されること。
・国民年金の資格喪失後に他の年金制度に加入していないこと。
・国民年金の資格取得について、資格喪失した国民年金の加入記録の喪失日と同月内の資格取得であること。(前月の月末に資格喪失日があり、当月の資格取得日を有する場合は、口座振替納付申出書の省略はできません。)
- 備考欄に「前回と同一の口座からの振替を希望される」旨を記入する

※ 下図は、被保険者本人以外が手続きする場合の記入例です。

様式コード
4 1 0 0

国民年金被保険者関係届書（申出書）

裏面の「提出にあたってのご注意」を参考のうえ記入してください。

市区町村長 日本年金機構理事長 あて 令和〇〇年〇〇月〇〇日
以下のとおり届け出（申し出）ます。

氏名： 年金 一郎

被保険者との続柄： 1. 本人 ② その他（父）

基礎年金番号（10桁）で届出する場合は「①個人番号」欄に左詰めで記入してください。

① 個人番号 (または基礎年金番号)	X X X X X X X X X X	② 生年月日	⑤ 昭和 ⑦ 平成	6 0 1 0 0 1
③ 氏名 (フリガナ)	ネンキン カスミ 年金 霞	④ 性別	1. 男性 ② 女性	
⑤ 郵便番号		⑥ 電話番号	1. 自宅 3. 勤務先 ② 携帯電話 4. その他	X X X - X X X X - X X X X
⑦ 住所	< 海外の居住地を記入（例：アメリカ、カナダ） >			
⑧ 国籍 (外国籍の方のみ)	⑨ 外国人通称名 (フリガナ) (住民票上の通称)			

拡大

届出（申出）を行う「届書種類」に該当する番号を○で囲んだうえ、必要事項を記入してください。

届書種類・番号	①該当・申出年月日/出産（予定）日	②理由等
資格取得届 1	平成	0. 20歳到達（学生） 1. 資格取得届出もれ 2. 20歳到達 3. 厚生年金（共済含む）からの移行
資格取得届 ③		④ 任意加入の申出 5. その他 10. 中国籍留邦人等 11. 外国からの転入
資格喪失届 4	平成	1. 厚生年金（共済含む）への移行 2. 任意加入対象者に該当 3. その他 4. 任意喪失の申出
資格喪失届 5	令和	5. 期間満了 10. 中国籍留邦人等非該当 11. 外国への転出
付加保険料納付・辞退申出 6	平成	1. 納付の申出 2. 納付辞退の申出
付加保険料納付・非該当届 7	令和	3. 農業者年金の資格取得 4. 農業者年金の資格喪失
保険料免除理由該当届 8	平成	1. 法第89条第1号（障害基礎年金等） 2. 法第89条第2号（生活扶助等） 3. 法第89条第3号（至立療養所等）
保険料免除理由消滅届 9	令和	③ 保険料納付申出の確認 1. 希望する 2. 希望しない
基礎年金番号通知書再交付申請 10	平成	1. 紛失 2. 破損（汚れ）
産前産後免除該当届 14	平成	1. 単胎・多胎の別 1. 単胎 2. 多胎

備考 前納希望 令和X年4月～令和X年3月 年金 一郎（父） 国内協力者 連絡先000-0000-0000
〒XXX-XXXX 東京都杉並区高井戸西 ●-●-●

個人番号をお持ちでない方が以下の届出を行う場合は、必要事項を記入してください。

4-2

備考 前回と同一の口座からの振替を希望する

個人番号をお持ちでない方が以下の届出を行う場合は、必要事項を記入してください。

①

- 日付 提出年月日
- 氏名 届出者氏名
- 被保険者との続柄 該当する項目に○をする。「2.その他」の場合は（ ）に続柄を記入。

②

- 「①個人番号（または基礎年金番号）」欄 次のいずれかを記入
 - ・被保険者の個人番号
 - ・被保険者の年金手帳（基礎年金番号通知書）等に記入された基礎年金番号
- 「⑥電話番号」欄 国内協力者*の連絡がつきやすい番号を記入。
*国内協力者とは（以下、通知より抜粋）
「昭和61年4月1日庁保発第19号 在外邦人に対する国民年金の適用に関する事務の取扱いについて」
第一 総説
一 基本的仕組み
(1) 在外邦人については、外国に居住するという特殊性から国内居住者と同様の手続により国民年金への加入、諸届の提出、保険料の納付（以下「諸手続」という。）を行わせることが困難であるため、国内に居住する親族等の協力者が本人に代わって諸手続を行うものとする。
第二 任意加入被保険者に係る事務の取扱い
一 協力者の範囲等
任意加入被保険者の協力者については、各種届出の代行のみならず、毎月の保険料の納付事務を代行することにかんがみ、原則として親族とし、その範囲は、おおむね配偶者、子、父母、兄弟等とすること。
- 「⑦住所」欄 海外の居住地（生活の本拠となる場所や地域）を記入。（例：アメリカ、カナダ）

③

「⑩届書種類・番号」欄	「①該当・申出年月日/出産（予定）日」欄	「②理由等」欄
「3」に○	任意加入を申し出た日*	「4」に○

※ 国外転出前に任意加入申出書を受付した場合は、日本年金機構へすみやかに「国民年金被保険者関係届書（申出書）」を回付してください。日本年金機構において、出国予定日を経過した後、資格喪失日で任意加入の申出があったものとして入力処理を行います。

【参考】（以下、通知より抜粋）
平成8年7月31日庁文発第2309号「在外邦人に対する国民年金任意加入制度の取扱いについて」
長期出国予定者の出国前の任意加入手続きを行う際の日本に住所を有しない者であることの確認は、「国外転出予定の記入のある住民票」により確認を行うこと。

④

- 備考
 - ・国民年金保険料の前納を希望される場合は、備考欄に「前納希望」と記入するよう説明し、あわせて、前納する期間も記入。
 - ・国内協力者の氏名・連絡先住所・被保険者との続柄を記入。
 - ・日本滞在時から口座振替で納付しており、任意加入後も同じ口座で納付を希望される場合は、備考欄に「前回と同一の口座からの振替を希望される」旨を記入する

様式コード
4 1 0 0

国民年金被保険者関係届書（申出書）

裏面の「提出にあたっての注意」を参考のうえ記入してください。

市区町村長 日本年金機構理事長 へて 令和〇〇年〇〇月〇〇日
以下のとおり届け出（申し出）ます。

氏名： 年金 太郎

被保険者との続柄： 本人 2. その他（ ）

市区町村 日本年金機構

①

- ① ●日付
提出年月日
- 氏名
届出者氏名
- 被保険者との続柄
該当する項目に○をする。「2.その他」の場合は（ ）に続柄を記入。

②

基礎年金番号（10桁）で届出する場合は「①個人番号」欄に左詰めで記入してください。

①個人番号（または基礎年金番号） X X X X X X X X X X

②生年月日 ⑤昭和 5 5 1 0 3 0
平成 7 年 5 月 3 0 日

③氏名 (フリガナ) ネンキン タロウ 太郎
年金 太郎

④性別 1. 男性
2. 女性

⑤郵便番号 X X X X X X X X ⑥電話番号 ② 携帯電話 4. その他 XXX - XXXX - XXXX

⑦住所 東京都杉並区高井戸西 ● - ● - ●

⑧国籍 (外国籍の方のみ) ⑨外国人通称名 (フリガナ)

- ② ●「①個人番号（または基礎年金番号）」欄
次のいずれかを記入
・個人番号
・年金手帳（基礎年金番号通知書）等に記入された基礎年金番号
- 「⑥電話番号」欄
自宅に限らず、連絡が付きやすい番号を記入。
- 「⑦住所」欄
住民票の住所

③

- ③ ●「⑨外国人通称名」欄
外国人の場合で通称名がある場合は、住民基本台帳に登録されている通称名を記入。
（「③氏名」欄には本名を記入。）

④

届出（申出）を行う「届書種類」に該当する番号を○で囲んだうえ、必要事項を記入してください。

届書種類・番号	⑩該当・申出年月日/出産（予定）日	⑪理由等
資格取得届 1	平成	0. 20歳到達（学生） 4. 任意加入の申出
種別変更届 2	令和	1. 資格取得届出もれ 5. その他
資格取得申出 3	年 月 日	2. 20歳到達 10. 中国残留邦人等
資格喪失届 4	年 月 日	3. 厚生年金（共済含む）からの移行 11. 外国からの転入
資格喪失申出 5	年 月 日	1. 厚生年金（共済含む）への移行 5. 期間満了

拡大

届出（申出）を行う「届書種類」に該当する番号を○で囲んだうえ、必要事項を記入してください。

届書種類・番号	⑩該当・申出年月日/出産（予定）日	⑪理由等
資格取得届 1	平成	0. 20歳到達（学生） 4. 任意加入の申出
種別変更届 2	令和	1. 資格取得届出もれ 5. その他
資格取得申出 3	年 月 日	2. 20歳到達 10. 中国残留邦人等
資格喪失届 4	年 月 日	3. 厚生年金（共済含む）からの移行 11. 外国からの転入
資格喪失申出 5	年 月 日	1. 厚生年金（共済含む）への移行 5. 期間満了
付加保険料納付・辞退申出 6	平成 〇 〇 月 〇 〇 日	① 納付の申出 3. 農業者年金の資格取得
付加保険料納付・非該当届 7	年 月 日	2. 納付辞退の申出 4. 農業者年金の資格喪失
保険料免除理由該当届 8	平成 〇 〇 月 〇 〇 日	1. 法第89条第1号（障害基礎年金等） ⑬ 保険料納付申出の確認
保険料免除理由消滅届 9	令和 〇 〇 月 〇 〇 日	2. 法第89条第2号（生活扶助等） 1. 希望する
基礎年金番号通知書再交付申請 10	平成 〇 〇 月 〇 〇 日	3. 法第89条第3号（単立療養所等） 2. 希望しない
産前産後免除該当届 14	平成 〇 〇 月 〇 〇 日	1. 紛失 9. その他 2. 破損（汚れ）
備考		⑬ 単胎・多胎の別 1. 単胎 2. 多胎

- ④ ●記入する内容は以下を参照。

<付加保険料の納付を希望される（または納付をやめたい）とき>

「⑩届書種類・番号」欄	「⑩該当・申出年月日/出産（予定）日」欄	「⑪理由等」欄
「6」に○	付加保険料の納付を申し出た日	・付加保険料の納付を申し出るときは「1」に○ ・付加保険料の納付を辞退するとき「2」に○

<農業者年金*の資格を取得したとき>

「⑩届書種類・番号」欄	「⑩該当・申出年月日/出産（予定）日」欄	「⑪理由等」欄
「7」に○	農業者年金の資格取得日	「3」に○

<農業者年金の資格を喪失したとき>

「⑩届書種類・番号」欄	「⑩該当・申出年月日/出産（予定）日」欄	「⑪理由等」欄
「7」に○	農業者年金の資格喪失日	「4」に○

*農業者年金の被保険者は被保険者になったとき（資格取得した日）から付加保険料を納付する必要があります。

個人番号をお持ちでない方が以下の届出を行う場合は、必要事項を記入してください。

◆ 付加保険料手続き後の通知書

(1) 国民年金付加保険料納付被保険者該当通知書

国民年金付加保険料納付被保険者該当通知書

付加保険料納付開始月を記入

年金事務所所在地及び電話番号を記入

教示文
(P6全文掲載)

領収(納付受託)済通知書

定額保険料と付加保険料の金額が含まれた納付書が届く

※納付方法について、詳しくは裏面の説明をお読みください。

<留意事項>

- ・ 付加保険料は月額400円。
- ・ 付加保険料は、納付申出月から保険料が発生する。(農業者年金は、資格取得した月から保険料が発生する。)
- ・ 付加保険料の納付期限は、翌月末日。月末が土・日・祝日にあたる場合及び年末の納付期限は、翌月最初の金融機関等の営業日となる。
- ・ なお、納付期限を経過した場合でも、期限から2年間は付加保険料を納めることができる。
- ・ 付加保険料も定額保険料と併せて前納ができる。
- ・ 国民年金基金加入者は付加保険料を納められない。

様式コード
4 | 1 | 0 | 0

国民年金被保険者関係届書（申出書）

裏面の「提出にあたっての注意」を参考のうえ記入してください。

市区町村長 令和〇〇年〇〇月〇〇日
日本年金機構理事長 あて
以下のとおり届け出（申し出）ます。

氏名： 機構 次郎

被保険者との続柄： ①本人 2. その他（ ）

市区町村 日本年金機構

①

- ① ●日付
提出年月日
- 氏名
届出者氏名
- 被保険者との続柄
該当する項目に○をする。「2.その他」の場合は（ ）に続柄を記入。

②

基礎年金番号（10桁）で届出する場合は「①個人番号」欄に左詰めで記入してください。

①個人番号 X X X X X X X X X X ②生年月日 ⑤昭和 5 0 1 1 2 0
平成 7 年 0 月 0 日

③氏名 (7桁) キコウ 次郎 ジロウ 次郎 ④性別 1. 男性
機構 2. 女性

⑤郵便番号 X X X X X X X X ⑥電話番号 ② 携帯電話 4. その他 XXX -XXXX-XXXX

⑦住所 東京都杉並区高井戸西 ●-●-●

⑧国籍 (外国籍の方のみ) ⑨外国人通称名 (7桁) (住民票上の通称)

②

- 「①個人番号（または基礎年金番号）」欄
次のいずれかを記入
・個人番号
・年金手帳（基礎年金番号通知書）等に記入された基礎年金番号
- 「⑥電話番号」欄
自宅に限らず、連絡がつきやすい番号を記入。
- 「⑦住所」欄
住民票の住所

③

③

- 「⑨外国人通称名」欄
外国人の場合で通称名がある場合は、住民基本台帳に登録されている通称名を記入。
（「③氏名」欄には本名を記入。）

④

届出（申出）を行う「届書種類」に該当する番号を○で囲んだうえ、必要事項を記入してください。

届書種類・番号	届出・申出年月日/出産（予定）日	理由等
資格取得届 1	平成	0. 20歳到達（学生） 4. 任意加入の申出
種別変更届 2	令和	1. 資格取得届出もれ 5. その他
資格取得申出 3		2. 20歳到達 10. 中国籍留邦人等
資格喪失届 4		3. 厚生年金（共済含む）からの移行 11. 外国からの転入
資格喪失申出 5		1. 厚生年金（共済含む）への移行 5. 期間満了
付加保険料納付・辞退申出 6	平成	2. 任意加入対象者に該当 10. 中国籍留邦人等非該当
付加保険料返還・非該当届 7	令和	3. その他 11. 外国への転出
保険料免除理由該当届 8	平成	4. 任意喪失の申出
保険料免除理由消滅届 9	令和	
基礎年金番号通知書再交付申請 10	平成	1. 紛失 9. その他
産前産後免除該当届 14	平成	2. 破損（汚れ）
備考		

拡大

④

- 記入する内容は以下を参照。（※左図は、免除理由に該当したときの記入例です。）

<免除理由に該当したとき>

「⑩届書種類・番号」欄	「⑪該当・申出年月日/出産（予定）日」欄	「⑫理由等」欄
「8」に○	保険料免除理由に該当した日	該当した項目に○

- 「⑬保険料納付申出の確認」欄
- ・免除理由該当期間について納付を希望される場合は「1」に○
（※「国民年金保険料免除期間納付申出書」の提出が必要）
 - ・免除理由該当期間について納付を希望しない場合は「2」に○

<免除理由に該当しなくなったとき>

「⑩届書種類・番号」欄	「⑪該当・申出年月日/出産（予定）日」欄	「⑫理由等」欄
「9」に○	保険料免除理由に該当しなくなった日	該当しなくなった項目に○

届出（申出）を行う「届書種類」に該当する番号を○で囲んだうえ、必要事項を記入してください。

届書種類・番号	届出・申出年月日/出産（予定）日	理由等
資格取得届 1	平成	0. 20歳到達（学生） 4. 任意加入の申出
種別変更届 2	令和	1. 資格取得届出もれ 5. その他
資格取得申出 3		2. 20歳到達 10. 中国籍留邦人等
資格喪失届 4		3. 厚生年金（共済含む）からの移行 11. 外国からの転入
資格喪失申出 5		1. 厚生年金（共済含む）への移行 5. 期間満了
付加保険料納付・辞退申出 6	平成	2. 任意加入対象者に該当 10. 中国籍留邦人等非該当
付加保険料返還・非該当届 7	令和	3. その他 11. 外国への転出
保険料免除理由該当届 8	平成	4. 任意喪失の申出
保険料免除理由消滅届 9	令和	
基礎年金番号通知書再交付申請 10	平成	1. 紛失 9. その他
産前産後免除該当届 14	平成	2. 破損（汚れ）
備考		

個人番号をお持ちでない方が以下の届出を行う場合は、必要事項を記入してください。

様式コード
4 | 6 | 3 | 5



国民年金保険料免除・納付猶予申請書

①

日本年金機構理事長 あて 令和〇〇年〇〇月〇〇日

以下のとおり免除・納付猶予を申請します。
また、配偶者および世帯主の記入に漏れがないことを申し立てます。
この申請に必要な本人、配偶者および世帯主に関する情報（所得情報、生活保護受給情報等）の確認について、市区町村（前住所等を含む）および日本年金機構に委託します。
〒XXX-XXXX
住所：東京都 杉並区高井戸西●-●-●

被保険者氏名： 年金 太郎

指定全額免除申請事務取扱者

市区町村

日本年金機構

②

基礎年金番号（10桁）で申請する場合は「①個人番号（または基礎年金番号）」欄に左詰めで記入してください。

① 個人番号 (または基礎年金番号)	X X X X X X X X X X	② 電話番号	③ 自宅 ④ 携帯電話 ⑤ 勤務先 ⑥ その他	X X X - X X X X - X X X X
③ 被保険者氏名	(フリガナ) ネンキン 太郎 年金 太郎	④ 被保険者生年月日	⑤ 昭和 ⑥ 平成	5 5 1 0 3 0 年 月 日
⑤ 配偶者氏名	(フリガナ) ネンキン ハナコ 年金 花子	⑥ 配偶者生年月日	⑤ 昭和 ⑥ 平成	5 5 1 2 1 0 年 月 日
⑦ 世帯主氏名	(フリガナ) ネンキン イチロウ 年金 一郎	※ 世帯主氏名は被保険者または配偶者以外が世帯主である場合に記入してください。		
⑧ 特記事項	◆ 配偶者が別世帯の場合は、配偶者の個人番号（12桁の番号）を記入してください。 申請期間中の世帯状況に変更（結婚・離婚・世帯主変更等）があった場合は、変更事由、対象者氏名および変更年月日等を記入してください。また、申請期間中に海外転入があった場合は、国名と転入日等を記入してください。 ◆ 「⑩申請期間」欄に記載した年の1月1日時点において海外に居住していた場合は、国名および転入日を記入してください。			
(配偶者が別世帯の場合) 配偶者の個人番号 (- -)				

③

⑨ 免除等区分	◆ ⑨免除等区分は基本的に記入不要です。記入がない場合は、以下の免除等区分について1～5の順に全て審査します。審査を希望しない免除等区分がある場合は、該当する数字を「×」で抹消してください。 ※ 「納付猶予」は、50歳未満の期間が対象となり、年金を受け取るために必要な期間に算入されます。「納付猶予」の審査順序を変更する場合は、その旨を「⑭備考」欄に記入してください。				
	1. 全額免除 (保険料全額を免除)	2. 納付猶予 (保険料納付を猶予)	3. 4分の3免除 (保険料1/4納付が必要)	4. 半額免除 (保険料1/2納付が必要)	5. 4分の1免除 (保険料3/4納付が必要)
⑩ 申請期間	平成 〇〇 年度分 令和 XX				
⑪ 16歳以上19歳未満の扶養親族区分	被保険者：16歳以上19歳未満の扶養親族 あり(人) ・ なし 配偶者：16歳以上19歳未満の扶養親族 あり(人) ・ なし 世帯主：16歳以上19歳未満の扶養親族 あり(人) ・ なし				
⑫ 特例認定区分 (添付書類要確認)	被保険者 ① 失業(有) X 年XX月XX日 ⇒ 雇用保険加入 (有) ・ なし 2. 天災等 3. その他() 配偶者：1. 失業(有) 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入 (あり) ・ なし 2. 天災等 3. その他() 世帯主：1. 失業(有) 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入 (あり) ・ なし 2. 天災等 3. その他()				
⑬ 継続希望	1. 「全額免除」または「納付猶予」が承認された場合は、翌年度以降も同じ免除区分での免除申請を希望します。 希望しない場合は「希望しません」を○で囲んでください。			希望しません	
	2. 1を希望した上で、納付猶予が承認された次の年度において全額免除の審査基準に該当する場合、その年度以降は全額免除を希望します。 希望しない場合は「希望しません」を○で囲んでください。			希望しません	
⑭ 備考					

- ①
- 日付
提出年月日
 - 住所
住民票上の住所
 - 被保険者氏名
申請する本人の氏名
※A.③と同じ氏名になる

- ②
- 「①個人番号（または基礎年金番号）」欄について
個人番号を記入する場合は、本人確認書類（運転免許証、パスポート等）と番号確認書類（マイナンバーカードのコピー、個人番号の記入された住民票の写し等）の添付が必要。
 - 「⑤配偶者氏名」～「⑦世帯主氏名」欄について
申請期間の末日（当年度分は申請日）時点の配偶者・世帯主を記入。
※ 配偶者氏名については、別世帯（別居や単身赴任等）であっても記入し、その別世帯の配偶者の個人番号を「⑧特記事項」欄の配偶者の個人番号欄に記入。
 - 「⑧特記事項」欄について
申請年度の7月～翌年6月の間に世帯変更（婚姻・離婚・世帯主変更）があった場合は記入が必要。
例) 令和3年度の申請で令和3年10月に離婚した場合
「令和3年10月15日離婚 前配偶者〇〇〇〇 生年月日〇〇年〇月〇日」

- ③
- 「⑨免除等区分」欄について
審査を希望しない免除等区分がある場合のみ、該当する免除等区分の数字を「×」で抹消。
 - 「⑩申請期間」欄について
免除・納付猶予を希望される年度を記入。
※ 複数の年度分を申請する場合は、年度ごとに申請書の作成・提出が必要。
※ 過去期間は、申請書が受理された月から2年1か月前(すでに保険料が納付済の月を除く。)まで申請可能。
 - 「⑫特例認定区分」欄について
1. 失業、倒産、事業の廃止などを理由として申請するとき
⇒ 1に○を記入した上で、該当年月日（離職日の翌日または事業を廃止した日）を記入し、失業前の雇用保険の加入有無について該当する項目に○を記入。
2. 災害（震災、風水害、火災など）を受けたために申請するとき
⇒ 「2. 天災等」に○を記入。
3. 生活扶助以外の扶助、生活保護に相当する保護（外国籍の方）、特別障害給付金、配偶者の暴力から避難していることを理由として申請するとき
⇒ 「3. その他」に○を記入。
 - 「⑬継続希望」欄について
失業など所得要件以外の理由による申請や過去の年度分の申請の場合は、継続申請の対象にならないため記入不要。

※ 所得に関する情報について、関係法令に基づき、申告義務がある場合には、正しく申告する必要があります。

2-2 国民年金保険料の免除（又は納付猶予）申請

（日本年金機構がターンアラウンド方式※による免除勧奨で使用するハガキ形式の申請書の場合）

使用する届書：「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」（ハガキ形式）

【用語の説明】

※「ターンアラウンド方式」とは？

国民年金保険料の申請全額免除、一部免除又は納付猶予に該当する未納者に対して、基礎年金番号等があらかじめ記入された申請書を送付し、簡単な記入事項を記入するだけで申請を可能とすることにより、当該申請手続の簡素化を図るもの。

【参考】

- 平成21年4月16日 庁保険発第0416001号「国民年金保険料免除・納付猶予に係る申請手続の簡素化（ターンアラウンド方式）の取扱いについて（通知）」
- 令和2年11月13日 年管管発1113第2号「国民年金保険料免除・納付猶予等に係る申請手続の簡素化（ターンアラウンド方式）の対象者の追加について（通知）」

国民年金保険料 免除・納付猶予申請書

必要事項を記入してください。
該当するものを○で囲んでください。

下記のとおり免除・納付猶予を申請します。 46359

基礎年金番号 9999-999999 生年月日 5.昭和 7.平成 9-999999 申請期間 元号99 年度

住所 〒XXXX-XXXX

受付年月日

申請者（被保険者） フリガナ **ネンキン タロウ**
氏名 **年金 太郎**

電話番号 ① 自宅 2. 携帯 **XXX - XXXX - XXXX**

配偶者 フリガナ **ネンキン ハナコ** 配偶者生年月日 ⑤ 昭和 7.平成 **XX 年XX月XX日**
氏名 **年金 花子**

③ いる いない (配偶者が別世帯の場合) 配偶者の個人番号

世帯主 フリガナ **いる** いない
氏名

1. 「全額免除」または「納付猶予」が承認された場合は、翌年度以降も同じ免除区分での免除申請を希望します。
希望しない場合は右の を○で囲んでください。 希望しません

2. 1を希望した上で、納付猶予が承認された次の年度において全額免除の審査基準に該当する場合、その年度以降は全額免除を希望します。
希望しない場合は右の を○で囲んでください。 希望しません

特記事項

この申請に必要な本人、配偶者および世帯主に関する所得情報等の確認を市区町村(前住所地等を含む)および日本年金機構に委託します。
* 配偶者および世帯主に関する記入漏れ、記入誤りがないことを申し立てます。
* 所得に関する情報については、関係法令に基づき、申告義務がある場合には、正しく申告する必要があります。

2022 年XX 月 XX 日 日本年金機構理事長あて

- ① ● あらかじめ印字されているため記入不要。
- ② ● 申請者（被保険者）
印字された基礎年金番号の者本人の氏名
※ ハガキ形式では印字された基礎年金番号の者以外の者の申請はできません。

● 電話番号
連絡がつかやすい番号を記入。
- ③ ● 配偶者
配偶者がいる場合は「いる」を○で囲んで、氏名と生年月日を記入。
※ 配偶者が別世帯（別居や単身赴任等）の場合は、配偶者の個人番号も記入。

● 世帯主
世帯主が別にいる場合は「いる」を○で囲んで、氏名を記入。
- ④ ● 特記事項
申請年度の7月～翌年6月の間に世帯変更（婚姻・離婚・世帯主変更）があった場合は記入が必要。
例) 令和3年度の申請で令和3年10月に離婚した場合
「令和3年10月15日離婚 前配偶者○○○○
生年月日○○年○月○日」
- ⑤ ● 提出日を記入。

◆ 免除（又は納付猶予）手続き後の通知書

(1) 国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書（ハガキ形式）

審査結果（全額免除、4分の3免除、半額免除、4分の1免除、納付猶予のいずれか）と、承認された期間を記入
 免除及び納付猶予の申請承認期間は、申請年度の7月から翌年6月まで

料金後納
郵便

親展

年金事務所の所在地及び電話番号を記入

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXX 様

差出人

〒XXXX-XXXX

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

TEL XXXXXXXXXXXXXXX

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

XXXXXXXXXXXX 99999

① ご案内は内側にあります。裏面の「開封方法」をご覧ください。

基礎年金番号 XXXX XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
 XXXX - XXXXXX

第 XXXXX 号
 XX Z9 年 Z9 月 Z9 日

日本年金機構理事長 印

国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書

(審査区分)

全額免除	<input checked="" type="checkbox"/>	4分の3免除	<input checked="" type="checkbox"/>	半額免除	<input checked="" type="checkbox"/>	4分の1免除	<input checked="" type="checkbox"/>	納付猶予	<input checked="" type="checkbox"/>
------	-------------------------------------	--------	-------------------------------------	------	-------------------------------------	--------	-------------------------------------	------	-------------------------------------

(注) 届け出のあった審査区分に希望された順位を出力し、それ以外は“-”を出力しています。

国民年金保険料免除・納付猶予申請書の上記の審査希望順で申請のあったものについて審査した結果、以下の免除または納付猶予申請を承認します。

XXXXXXXXXX

XXXX年XX月分～XXXX年XX月分

XXXXXXXXXX

XXXX年XX月分～XXXX年XX月分

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭で、あなたの住所地の社会保険審査官（地方厚生（支）局内）に審査請求できます。また、その決定に不服があるときは、決定書の原本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に社会保険審査会（厚生労働省管内）に再審査請求できます。
 なお、この決定の取消の訴えは、審査請求の決定を経た後でない、提起できませんが、審査請求があった日から2か月を経過しても審査請求の決定がないときや、この決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、審査請求の決定を経なくても提起できます。この訴えは、審査請求の決定（再審査請求をした場合には、当該決定又は社会保険審査会の議決、以下同じ。）があったことを知った日から4か月以内に、日本年金機構を被告として提起できます。ただし、原則として、審査請求の決定の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

◎「期間延長承認」と記載されている方
 前年度に翌年度以降も全額免除または納付猶予の審査を希望したことによって、引き続き承認されたものです。

◎「今後、免除申請が必要です。」と記載されている方
 承認期間以降（50歳以降）の期間について、保険料を納めることが困難な場合、あらかじめお住まいの市区町村の年金担当窓口で保険料免除の申請が必要となります。

◎「継続審査申出受付済」と記載されている方
 今後の全額免除または納付猶予の審査が自動的に行われますので、免除申請を行う必要はありません。
 なお、婚姻、離婚、配偶者が亡くなった等、配偶者の状況に変更があった場合は「国民年金保険料免除・納付猶予継続申請者の配偶者状況変更届」の提出が必要です。事実発生日から14日以内に届書の提出をお願いします。

納付猶予が承認された方へ

◎ご本人または配偶者が世帯主となった場合、納付猶予を取り消して全額免除を申請することができます。納付猶予の取消は、全額免除を申請した月の前月からとなりますので、全額免除への切替えをご希望の場合は、お早めに手続きをお願いします。
 また、世帯主が失業等した場合や、継続審査の方で世帯主の前年所得が減少して免除の基準額以下となったときも全額免除等に切り替えることができる場合があります。
 ※全額免除を受けた期間は将来の老齢基礎年金額に反映（国庫負担分）されますが、納付猶予の期間は老齢基礎年金額に反映されません。

国民年金第1号被保険者の期間を対象とした産前産後期間の保険料免除制度が平成31年4月から開始されました。

<免除・猶予承認基準>

区分	所得の目安
全額免除・納付猶予	(扶養親族等の数+1) × 35万円+32万円以下
4分の3免除	88万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等（※）以下
半額免除	128万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等（※）以下
4分の1免除	168万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等（※）以下

※上記「扶養親族等控除額」「社会保険料控除額等」は、年末調整・確定申告で申告された金額。

保険料免除制度
本人・配偶者(別世帯の配偶者を含む)・世帯主それぞれ前年所得（過去の年度分については、前々年所得等）が一定額の場合や失業等の理由がある場合、申請により保険料の納付が免除される制度。免除される額は、全額、4分の3、半額、4分の1の4種類がある。

保険料納付猶予制度
 20歳から50歳未満の方（学生を除く）で、**本人・配偶者(別世帯の配偶者を含む)**の前年等の所得が一定額以下（全額免除の所得基準と同じ）の場合に申請により保険料の納付が猶予される制度。

◆ 免除（又は納付猶予）手続き後の通知書

(2) 国民年金保険料免除・納付猶予却下通知書（ハガキ形式）

料 金 後 納
郵 便

XXX-XXXX

XXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXX

親 展

XXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXX

年金事務所の所在地及び電話番号を記入 XXXX 様

お問い合わせ先(差出人)

〒XXXX-XXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXX
TEL XXXXXXXXXXXXXXXX

XXXXXXXXXXXXXXXXXX 99999

① ご案内は内側にあります。裏面の「開封方法」をご覧ください。

基礎年金番号 XXXX XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXX-XXXXX 第XXXXX号
XXZ9年Z9月Z9日

日本年金機構理事長 印

国民年金保険料免除・納付猶予申請却下通知書
XXXXXXXXXX

国民年金保険料免除・納付猶予申請書の申請のあったものについて審査した結果、

全額免除 XXXXXX年XX月からXXX XXX年XX月
 初めの免除 XXXXXX年XX月からXXXXXXXX年XX月
 半額免除 XXXXXX年XX月からXXXXXXXX年XX月
 初めの免除 XXXXXX年XX月からXXXXXXXX年XX月
 納付猶予 XXXXXX年XX月からXXXXXXXX年XX月

までの国民年金保険料の免除または納付猶予申請は、基準に該当しないため却下します。

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭で、あなたの住所地の社会保険審査官（地方厚生（支庁）局内）に審査請求できます。また、その決定に不服があるときは、決定書の提出が送付された日の翌日から起算して2か月以内に社会保険審査会（厚生労働省管内）に再審査請求できます。

なお、この決定の取消の訴えは、審査請求の決定を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から2か月を経過しても審査請求の決定がないときや、この決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急のあるとき、その相当な理由があるときは、審査請求の決定を経なくても提起できます。この訴えは、審査請求の決定（再審査請求をした場合には、当該決定又は社会保険審査会の裁決、以下同じ。）があったことを知った日から6か月以内に、日本年金機構を被告として提起できます。ただし、原則として、審査請求の決定の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

【この通知書が届いた場合】
 お客様からの国民年金保険料の免除・納付猶予申請を審査した結果、却下（不承認）となりました。
 つきましては、お手元の納付書で保険料を納付していただきますようお願いいたします。
 納付書がない場合は、お近くの年金事務所へご連絡ください。
 なお、お手元の納付書は、納期限から2年または使用期限を過ぎると使用できなくなりますが、免除等を申請した期間は、時効の更新により申請日から2年間、保険料を納付できる場合があります。2年を過ぎて保険料の納付を希望する場合は、年金事務所へ納付書を再発行しますのでご連絡ください。

【「期間延長不承認」と記載されている場合】
 お客様の国民年金保険料の全額免除または納付猶予の期間の延長を審査した結果、不承認となりました。
 つきましては、後日お送りする納付書により保険料を納付していただきますようお願いいたします。
 なお、今回は上記期間の延長が不承認となった方でも、一部免除に該当する場合があります。一部免除を希望される方は、改めて申請してください。

※却下通知書が届いた場合、国民年金保険料を納付する必要がある。

免除・猶予申請の却下期間を記入

却下理由
 26頁に記入されている国民年金保険料免除または納付猶予の承認基準以上の所得があるため

余白

様式コード
4 | 6 | 2 | 3



国民年金保険料学生納付特例申請書

日本年金機構理事長 あて 令和〇〇年〇〇月〇〇日

以下のとおり学生納付特例を申請します。
また、前年所得の記入内容に誤りがないことを申し立てします。
この申請に必要な本人に関する情報（所得情報、生活保護受給情報等）の確認について、市区町村（前住所地等を含む）および日本年金機構に委託します。

〒XXX-XXXX

住所：東京都 杉並区高井戸西●-●-●

被保険者氏名： 国年 太郎

学生納付特例事務法人等	市区町村	日本年金機構
-------------	------	--------

基礎年金番号（10桁）で申請する場合は「①個人番号（または基礎年金番号）」欄に左詰めで記入してください。

A 基本情報	① 個人番号 (または基礎年金番号)	X X X X X X X X X X	② 生年月日	5. 昭和 7. 平成	1 6 0 5 2 0
	③ 氏名 (7桁)	コクネン タロウ 国年 太郎	④ 電話番号	1. 自宅 2. 携帯電話 3. 勤務先 4. その他	X X X - X X X X - X X X X

B 申請内容	⑤ 申請期間 (学生納付特例を 受け止める期間)	平成 7 年 4 月から 平成 8 年 3 月まで 令和	⑧ 学校の所在地	東京 都 道 杉並区〇〇町
	⑥ 在学予定期間 (入学年月) (卒業予定年月)	平成 XX 年 4 月から 平成 X 年 3 月まで 令和	⑨ 学生の区分	1. 学生(学位あり) 4. 研究生 2. 通信制・通信課程 5. その他 3. 科目履修生 ()
	⑦ 学校の名称	〇〇大学	⑩ 学生証の有効期限	平成 X 年 3 月末まで有効 ※左記の学生区分で、「1.学生(学位あり)」以外は学生納付特例制度に該当しない場合がありますので、あらかじめご了承ください。 ※学生証に有効期限の記載がない場合は、記入不要です。
	⑪ 前年所得	1. なし 2. あり (128万円以下) 3. あり (128万円超) ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族【あり()人・なし】	⑫ 特例認定区分(※)	1. 失業 平成 令和 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入(あり・なし) 2. 天災等 3. その他()
	⑬ 備考			

※ 所得に関する情報について、関係法令に基づき、申告義務がある場合には、正しく申告する必要があります。

市区町村確認欄 学生証確認済

【留意事項】

- 学生証のコピーをA4判で添付してください。
- 学生証裏面に有効期限、学年、入学年月日の記載がある場合は裏面のコピーも必要です。
- 在学証明書を添付される場合は、学生証のコピーは必要ありません。

2404 1016 001

①

- 日付
提出年月日
- 住所
住民票上の住所
- 被保険者氏名
申請する学生本人の氏名

②

- 「⑤申請期間」欄について
申請を希望される年度の始期及び終期を記入。在学予定年月日を超えての申請はできない。
※ 年度単位での申請となるため、複数の年度分を申請する場合は、年度ごとの申請書を提出することが必要。
※ 過去期間は、申請書が受理された月から2年1か月前まで申請可能。
- 「⑥在学予定期間」欄について
入学年月から卒業予定年月を記入。
- 「⑦学校の名称」欄について
学校名を記入。
- 「⑧学校の所在地」欄について
都道府県名、都市区名、町村名まで記入。
- 「⑨学生の区分」欄について
該当する区分に○を記入。
該当する区分がない場合は「5.その他」に○を記入の上、()内に具体的に記入。
- 「⑩学生証の有効期限」欄について
学生証に記入された有効期限を記入。学生証に有効期限の記入がない場合は記入不要。
- 「⑪前年所得」欄について(記入必須)
所得額は、収入から必要経費を引いた金額。
- 「⑫特例認定区分」欄について
被保険者が以下のいずれかに該当する場合に記入。
1. 失業、倒産、事業の廃止などを理由として申請するとき
⇒ 1に○を記入した上で、該当年月日(離職日の翌日または事業を廃止した日)を記入し、失業前の雇用保険の加入有無について該当する項目に○を記入。
2. 災害(震災、風水害、火災など)を受けたために申請するとき
⇒ 「2.天災等」に○を記入。
3. 生活扶助以外の扶助、生活保護に相当する保護(外国籍の方)、特別障害給付金を理由として申請するとき
⇒ 「3.その他」に○を記入。

③

- 学校に在籍していることが分かる、学生証のコピー・在学証明書等の添付が必要。
※ 入学許可証・仮学生証は、証明書として使用不可。

3-2 学生納付特例申請（ハガキ形式）

（前頁の申請書で学生納付特例申請を承認され、且つ、翌年度も引き続き在学予定の者に送付するハガキ形式の申請書の場合）

使用する届書：「国民年金保険料学生納付特例申請書」（ハガキ形式）

※ 学生納付特例申請者について、在学予定期間を把握し、学生納付特例を承認した者で翌年度も引き続き在学予定の場合は、基礎年金番号等の事項を印字したハガキ形式の学生納付特例の申請書を送付し、必要最小限の記入事項を記入するだけで申請を可能とすることにより、当該申請手続の簡素化を図るもの。

【参考】

・平成19年12月19日 庁保険発第1219002号「学生納付特例に係る申請手続の簡素化の取扱いについて（通知）」



国民年金保険料 学生納付特例申請書

XXXXXXXXXX

S3年

※令和6年度と同じ学校等に在学される方がご利用いただける申請書(ハガキ)です。
以下の箇所に記入をお願い致します。

届書コード	事務所コード	基礎年金番号	生年月日
56237	9999	9999999999	9999999

※こちらの欄はご記入の必要はありません。 ※基礎年金番号・生年月日を確認してください。

申請者記入欄

① 学校の名称 在学予定年月(至)

○○大学 99999

② 学校の所在地 市 区 町 村

東京 (都) 杉並 (区)

③ 在学予定年月 (入学年月) 平成 (和) X 年 4 月 入学 (卒業予定年月) 令和 X 年 3 月 卒業予定

④ 学生納付特例申請期間 令和 7 年 4 月 から 令和 8 年 3 月 まで ← 今回の申請は最長で令和8年3月までとなります。

<p>④ 前年所得 ※「所得＝収入－必要経費」です。記入にあたっては、同封の記入例をご覧ください。</p> <p>1. なし 2. あり (128万円以下) 3. あり (128万円超) ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族 【あり(人)・なし】</p>	<p>受付年月日</p>
--	--------------

上記のとおり国民年金保険料学生納付特例を申請します。
この申請に必要な所得情報等の確認を市区町村(前住所地等を含む)および 令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
日本年金機構に委託します。 日本年金機構理事長あて

〒 XXX - XXXX

⑤ 住所 (住民票上の住所) 市 区 町 村

東京 (都) 杉並 (区) 高井戸西 ●-●-●

被保険者氏名 (学生ご本人の氏名) (電話 XXX - XXXX - XXXX)

国年 太郎

※所得に関する情報について、関係法令に基づき、申告義務がある場合には、正しく申告する必要があります。

- ① ●学校の名称
在学している学校名
- 学校の所在地
上記で記入した学校の所在地
※ 学校の名称・所在地の記入がない場合、審査ができません。
※ 前年と学校が変わった場合、大学院へ進学した場合は、新たに申請書の提出が必要。(ハガキ形式では申請不可)

- ② ●在学予定年月
入学年月及び卒業予定年月を記入

- ③ ●学生納付特例申請期間
申請期間の終期を記入。
※ 令和5年度の申請期間は、最長で令和6年3月まで。

- ④ ●前年所得
該当するいずれかに○を記入。
・「所得＝収入－必要経費」
・給与所得者の場合の所得の計算方法
「年間所得＝収入－給与所得控除(55万円～)」
・アルバイト収入のみの場合、アルバイト収入が4万円/月(年間48万円)の場合は、給与所得控除(55万円)以下のため、「1.なし」に○を記入。

- ⑤ ●日付
提出年月日
- 住所
住民票上の住所
- 被保険者氏名
印字された基礎年金番号の学生本人の氏名
※ ハガキ形式では印字された基礎年金番号の学生以外の者の申請はできません。

◆ 学生納付特例手続き後の通知書

(2) 国民年金保険料学生納付特例申請却下通知書 (ハガキ形式)

<p>料 金 後 納 郵 便</p> <p>XXX-XXXX</p> <p>親 展</p> <p>XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX</p>	<p>基礎年金番号 XXXX XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXX-XXXXXX</p> <p>第 XXXXX 号 XXZ9年Z9月Z9日</p> <p>日本年金機構理事長 印</p>	
<p>年金事務所の所在地及び電話番号を記入 XXXXXXXXXX様</p>	<p>国民年金保険料学生納付特例申請却下通知書</p> <p>提出のあった国民年金保険料学生納付特例申請について審査した結果、</p> <p>XXXXXXXX月からXXXXXXXX月までの間の</p> <p>国民年金保険料の学生納付特例申請は、以下の理由により却下します。</p> <p>(理由) 国民年金保険料学生納付特例の基準に該当しないため</p>	
<p>差出人 〒 XXX-XXXX XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX TEL XXXXXXXXXXXXXXXX</p> <p>XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX 99999</p> <p>① ご案内は内側にあります。裏面の「開封方法」をご覧ください。</p>	<p>この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭で、あなたの住所地の社会保険審査官（地方厚生（支）局内）に審査請求できます。また、その決定に不服があるときは、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に社会保険審査会（厚生労働省内）に再審査請求できます。</p> <p>なお、この決定の取消の訴えは、審査請求の決定を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から2か月を経過しても審査請求の決定がないときや、この決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、審査請求の決定を経なくても提起できます。この訴えは、審査請求の決定（再審査請求をした場合には、当該決定又は社会保険審査会の裁決、以下同じ。）があったことを知った日から6か月以内に、日本年金機構を被告として提起できます。ただし、原則として、審査請求の決定の日から1年を経過すると訴えを提起できません。</p>	

※却下通知書が届いた場合、国民年金保険料を納付する必要がある。

免除却下期間を記入
却下理由
32頁に記入されている学生納付特例の承認基準以上の所得があるため

余白

様式コード	4 6 2 4		<h2 style="margin:0;">国民年金保険料追納申込書</h2>
①	日本年金機構理事長 あて 令和〇〇年〇〇月〇〇日 以下のとおり、追納を申し込みます。 〒 東京都杉並区高井戸西●-●-● 住所： _____ 氏名： 機構 次郎		日本年金機構
②	基礎年金番号（10桁）で申し込みする場合は「①個人番号」欄に左詰めで記入してください。		
A	① 個人番号 <small>(または基礎年金番号)</small> X X X X X X X X X X	② 生年月日 5 昭和 5 0 0 5 0 1 7 平成	③ 氏名 氏名 キコウ シロウ 機構 次郎
B	④ 電話番号 ⑤ 自宅 ⑥ 携帯電話 ⑦ その他 X X X - X X X X - X X X X	追納を申し込む期間等について記入してください。 追納を申し込む期間等について記入してください。	
③	追納を申し込む期間等について記入してください。		
B	⑧ 追納申込期間 1 (自～至) 令和 2 7 1 0 月 9 日 平成 2 8 0 3 月 9 日	⑨ 分割区分 0. 全部一括 3. 3カ月分毎 1. 1カ月分毎 4. 4カ月分毎 2. 2カ月分毎 5. 6カ月分毎	⑩ 職員記載欄 ⑪ 追納申込期間 2 (自～至) 令和 2 8 0 4 月 9 日 平成 2 9 0 3 月 9 日
④	⑫ 追納申込期間 3 (自～至) 令和 2 9 0 4 月 9 日 平成 3 1 0 3 月 9 日	⑬ 分割区分 0. 全部一括 3. 3カ月分毎 1. 1カ月分毎 4. 4カ月分毎 2. 2カ月分毎 5. 6カ月分毎	⑭ 職員記載欄 ⑮ 追納申込期間 4 (自～至) 平成 7 年 9 月 令和 7 年 9 月
◆「⑰変更前氏名」欄「⑱氏名変更年月日」欄「⑲変更前住所」欄「⑳住所変更年月日」欄は、氏名や住所を変更した場合のみ記入してください。			
⑤	⑰ 変更前氏名	⑱ 氏名変更年月日 7. 平成 9. 令和	⑲ 変更前住所 7. 平成 9. 令和
⑥	⑳ 備考		

※ 例えば、免除等承認月が平成27年10月の場合、令和7年10月31日まで追納できます。

- 追納が承認された場合は、通知書と追納用納付書が送付されます。
- 追納は、追納が可能な一番古い保険料の月分から順番に追納用納付書で納めることになります。
- ※ 新しい月分を納められたときは、保険料を還付することになります。
- 納付書に記載がある期限までに必ず納めてください。
- ※ 期限を超えたときは、納められた保険料を還付することになります。

【個人番号（マイナンバー）により申し込みする際の添付書類について】
 本人が窓口で申込書を提出する場合は、マイナンバーカード（個人番号カード）を提示してください。
 お持ちでない場合は、以下の①および②を提示してください※1。

①マイナンバーが確認できる書類：個人番号の表示がある住民票の写し、通知カード（氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る）

②身元（実存）確認書類：運転免許証、パスポート、在留カードなど※2

※1 郵送で申込書を提出する場合は、マイナンバーカード表・裏面または①および②のコピーを添付してください。

※2 上記以外の②身元（実存）確認書類については、最寄りの年金事務所へお問い合わせください。

① ● 日付
提出年月日

● 住所
住民票の住所

● 氏名
届出者氏名

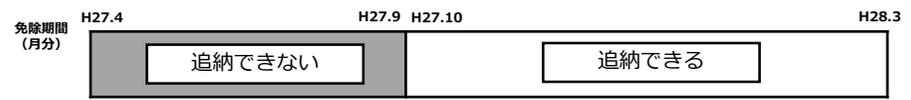
② ● 「①個人番号（または基礎年金番号）」欄
次のいずれかを記入

- ・個人番号
- ・年金手帳（基礎年金番号通知書）等に記入された基礎年金番号

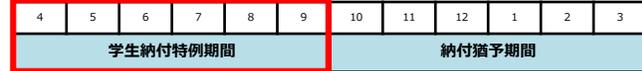
● 「④電話番号」欄
自宅に限らず、連絡が付きやすい番号を記入。

③ ● 「追納申込期間」欄
追納を申し込む期間を記入する。
※追納ができるのは、追納が承認された月の前10年以内の保険料の免除等を受けた期間のみ。

例：平成27年（2015年）4月から平成28年（2016年）3月まで保険料の免除等を受けた期間を有する方が、令和7年（2025年）10月に追納申込をした場合



<追納の順序>
 ① 「学生納付特例」期間と「納付猶予」は、先に経過した月分が優先する。



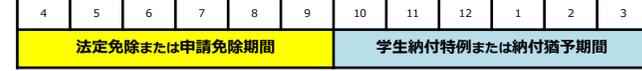
② 「法定免除」と「申請免除」は、先に経過した月分が優先する。



③ 「法定免除または申請免除」期間より先に「学生納付特例または納付猶予」期間がある場合、「学生納付特例または納付猶予」期間を優先する。



④ 「学生納付特例または納付猶予」期間より先に「法定免除または申請免除」期間がある場合、どちらを納めるか選択できる。



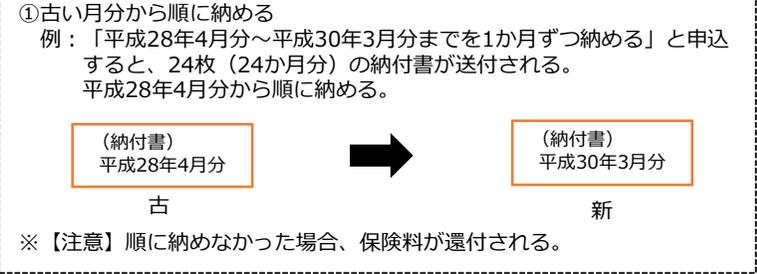
※申請免除→全額免除、一部免除（4分の3免除・半額免除・4分の1免除）を指す

◆ 追納申込手続き後の通知書

(3) 納付書

追納保険料を納める場合は、納付書の使用順序と使用期限に注意する。

表



②使用期限に注意
「使用期限」を経過すると納付書が使えなくなる。

裏

保険料の納付方法

納付書に記載されている金額の前払額を添えて、金銭債権、郵便物（目）、コンビニエンスストア（※2）等の窓口で納付してください。

- 現金納付
 - 全額のお金
 - 現金書留
 - 郵便局
 - 郵便局郵便
 - 郵便局郵便
- コンビニエンスストアでは、後払や後日でも納付できます。納付できるコンビニエンスストア等（令和7年4月時点）
 - セブンイレブン
 - ミニストップ
 - ローソン
 - ファミリーマート
 - デイリーヤマザキ
 - オアシスマート
 - ファミリーマート
 - オアシスマート
 - ローソン
- スマートフォンからの電子決済（※2）がご利用できます。この納付書はバーコードを利用してスマホから電子決済することができます。納付できる金融機関等については、ご利用の電子決済業者のサイトに必ずご確認ください。
- 電子決済（Pay-easy）がご利用できます。この納付書はPay-easy（ペイジー）対応のATM、インターネットバンク等を利用して納付することができます。納付可能の金融機関については必ずご確認ください。

※1 郵便物のうち、収入簿や印字していない郵便物で納付の予定をした場合、納付日から納付まで2週間程度かかります。納付済書は郵便物として送付するため、お届いた納付書を確認する必要があります。

※2 郵便物納付は3万円を超える納付額は、コンビニエンスストアおよびスマートフォンからの電子決済は必須となります。

この「納付書・領収（納付受託）証書」は大切に保管してください。

納付期限までに納めてください

納付期限は、法令で「納付対象月の翌月末日」と定められています。納付期限までに前払額を納めないと、**障害基礎年金や、遺族基礎年金が、支給できない場合がありますので、忘れずに納めてください。**

納付期限と使用期限について

- 「納付期限」と表示のある納付書の場合
納付期限を超過した場合は、納付期限から2年間は、この納付書で前払額を納めることができます。
- 「使用期限」と表示のある納付書の場合
使用期限を超過すると、この納付書で納付することはできません。
- 使用期限を超過しているも、納付済納付書については、年度内で納付できる期間がある場合には、新たな納付書を発行できます。
また、追納を希望する対象月から10年を経過していない追納納付書については、新たな納付書が発行できます。

詳しくは、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

◆ すでに納付済みの方や同様の納付書を受け取った方は、行き違いですのでご了承ください。

【留意事項】
納付書の「使用期限」を経過し、納付書が使えなくなった場合、追納が承認された月の前10年以内の期間であれば、再度、追納申請をすることができます。年金事務所に来所もしくは電話で再度追納申請を行うことで、新しい納付書が送付される。

（例）
①平成27年4月分 → 令和7年3月31日期限を過ぎてしまった
②令和7年4月10日再度申込
③平成27年4月分 → 令和7年4月30日期限の新しい納付書を送付

※【注意】 保険料の免除もしくは納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされる。

余白

様式コード
4 6 5 4

**国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書
兼 還付金振込方法(変更)申出書**

日本年金機構理事長 へて 令和 ○年 ○月 ○日

私は、国民年金保険料の納付を口座振替により納付したいので、保険料額等必要な事項を記載した納付書を、指定の金融機関あてに送付してください。また、国民年金保険料の払い過ぎ等により還付(払い戻し)が発生した場合の口座への振込について、「C. 還付金振込方法」のとおり申出します。

〒111-1111
住所: ○○区○○町11-11-111
コクネン シ ロウ

被保険者氏名: **国 年 次 郎**

電話番号: ① 自宅 ② 勤務先 ③ 携帯電話 ④ その他 **03 (9999) 9999**

本線枠内の必要事項をご記入ください。数字の記載された項目は該当する項目に○をつけてください。複写様式を使用する場合は、強めに○をご記入ください。

還付金振込方法のみをこの用紙で申出する場合は、下記「A.被保険者」欄をご記入いただき、用紙下部「C. 還付金振込方法」欄の記載事項をご確認のうえ、「還付金振込方法のみ申出」に○をつけてください。

基礎年金番号

1 2 3 4 - 5 6 7 8 9 0 ⑤ 昭和 ⑦ 平成 5 5 0 1 1 1

生年月日

5 5 0 1 1 1

銀行等またはゆうちょ銀行のいずれかを選んで記入し、2枚目に押印してください。
なお、振替方法のみ変更する場合(口座に変更がない場合は、「振替方法のみ変更」欄に○のうえ、振替方法を選択してください。)

振替方法のみ変更		振替方法のみ変更する場合は、「指定預金口座」欄の記入、お届け印の押印は不要です。	
銀行区分 ゆうちょ銀行	金融機関名	預金種別	口座番号 (右詰めで記入)
①		1. 普通 2. 当座	金融機関コード
指定預金口座	ゆうちょ銀行	科目コード	通帳記号
		1 6 6 3 2 1 0 2 6 0	通帳番号(右詰めで記入)
		コクネン シ ロウ	④
		口座名義人	お届け印
		国 年 次 郎	2枚目に押印してください
振替方法	1 翌月末振替	2 6カ月前納	3 1年前納
		4 当月末振替(早割)	⑤ 2年前納

※希望する振替方法の番号を○で囲んでください。
※振替方法の詳細については、記入例の裏面「振替方法について」をご覧ください。
※振替方法のみ変更する場合についても、「C. 還付金振込方法」欄の記載事項をご確認ください。

還付金振込方法のみ申出

国民年金保険料の還付金が発生した場合は、「国民年金保険料の振替口座」への振込を希望します。なお、「国民年金保険料の振替口座」が被保険者本人名義でない場合でも還付金の振込に同意します。

希望しない場合は右側の を○で囲んでください。

※「国民年金保険料の振替口座」への振込を希望しない場合には、還付請求書の提出が必要となり、振込までに2~3カ月程度の期間がかかります。

金融機関等使用欄

不備返却理由 確認欄

1. 記載事項等不備
 届出印
 店名・預金種別
 口座番号
 口座名義
 口座なし
2. その他 ()

※前納(6カ月前納、1年前納、2年前納)及び当月末振替(早割)の場合は、割引された保険料を振替します。割引額が多いのは、2年前納>1年前納>6カ月前納>当月末振替(早割)の順になります。

※事務処理に日数を要しますので、申出をいただいた翌月以降に振替を開始します。

※振替方法の「2」から「5」までによる初回振替の際には、前月分の保険料を合わせて振替します。(前月分については割引とありません。なお、前月分についてすでに納付されている場合は、前月分の振替は行いません。)

○振替開始(予定) 令和 年 月 末日から(金融機関の休業日の場合は翌営業日から)

1枚目(年金事務所用)

2403 1016 004

- ① ●日付 提出年月日 ●住所 被保険者の郵便番号及び住所を記入。
●被保険者氏名(フリガナ) 被保険者の氏名及びフリガナを記入。 ●電話番号 該当する種別に○を付し、市外局番から記入。
- ② ●「基礎年金番号」欄 年金手帳(基礎年金番号通知書)に記入された基礎年金番号を記入。
●「生年月日」欄 該当する元号に○を付し、生年月日を記入。
- ③ ●「銀行区分」欄 「ゆうちょ銀行」に○を付す。
●「通帳記号」欄 「1」に続く通帳記号を記入。※最初の「1」は印字済みであるため記入不要。ゆうちょ銀行の通帳記号に枝番(ハイフンに引き続く数字)がある方は、その枝番を右端(吹き出し「枝番記入欄」で示している欄)に記入。
●「通帳番号」欄 通帳番号を右詰めで記入。※7桁以下の場合は先頭に「0」を補って記入。
●「口座名義人」欄 口座名義人(フリガナ)を記入。※被保険者本人の口座であっても記入が必要。

⚠ 記入事項の訂正が生じた場合の対応について

通帳番号(右詰めで記入)						
0	1	2	3	4	5	6
0	1	2	3	4	1	2
				国		

二重線で抹消し、訂正印として口座届出印の押印が必要。
(訂正印の押印は2枚目のみで可。)
- ④ ●「お届け印」欄 2枚目に口座届出印を押印。
- ⑤ ●「振替方法」欄 1~5の中から希望される振替方法を1つ選択し、該当する数字に○を付す。
➢ 振替方法に前納(6カ月前納、1年前納、2年前納)を選択する場合、令和6年3月以降の申込から、年度の途中からでも口座振替による前納が可能。
➢ 申出書の提出後、初回振替日に年度末(2年前納を選択した場合は翌年度末)までの前納の保険料を振替する。
- ⑥ ●「還付金振込方法」欄 口座振替口座への還付金の振込を希望しない場合は、「希望しません」に「○」をつける。

「指定預金口座は変更せず、振替方法を『1年前納』から『2年前納』に変更する」など、「B.指定預金口座・振替方法」のみの変更を希望される場合の手続きです。

振替方法のみ変更		振替方法のみ変更する場合は、「指定預金口座」欄の記入、お届け印の押印は不要です。																	
指定預金口座	銀行区分(右詰め)	金融機関名	1. 普通	口座番号	金融機関コード		支店コード												
	種目コード	預金種別	2. 当座	(右詰め)	通帳記号		通帳番号(右詰め)												
	フリガナ	口座名義人						お届け印 2枚目に押印してください											
振替方法	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>1</td><td>翌月末振替</td><td>2</td><td>6カ月前納</td><td>3</td><td>1年前納</td><td>4</td><td>当月末振替(早割)</td><td>5</td><td>2年前納</td><td>6</td><td>2年前納(4月開始)</td> </tr> </table>							1	翌月末振替	2	6カ月前納	3	1年前納	4	当月末振替(早割)	5	2年前納	6	2年前納(4月開始)
1	翌月末振替	2	6カ月前納	3	1年前納	4	当月末振替(早割)	5	2年前納	6	2年前納(4月開始)								

様式コード 4 6 5 6 10

国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書 兼 還付金振込方法(変更)申出書

日本年金機構理事長 あて 令和〇年〇月〇日

市区町村 日本年金機構

私は、国民年金保険料を口座振替により納付したいので、保険料額等必要な事項を記載した納付書、指定の金融機関あてに送付してください。
また、国民年金保険料の払い過ぎ等により還付(払い戻し)が発生した場合の口座への振込について、「C. 還付金振込方法」とお申し込みします。

〒111-1111
住所: 〇〇区〇〇町11-11-111
(フリガナ) コクネン シ ロウ

被保険者氏名: 国年次郎

電話番号: 〇 自宅 3. 勤務先 4. その他 03(9999)9999

還付金振込方法のみをこの用紙で申出する場合は、下記「A.被保険者」欄をご記入いただき、用紙下部「C. 還付金振込方法」欄の記載事項をご確認のうえ、「還付金振込方法のみ申出」に○をつけてください。

基礎年金番号 生年月日

1 2 3 4 - 5 6 7 8 9 0 5 5 0 1 1 1

銀行等またはゆうちょ銀行のいずれかを選んで記入し、2枚目に押印してください。
なお、振替方法のみ変更する場合(口座に変更がない場合は、「振替方法のみ変更」欄に○のうえ、振替方法を選択してください)。

振替方法のみ変更 振替方法のみ変更する場合は、「指定預金口座」欄の記入、お届け印の押印は不要です。

指定預金口座	銀行区分(右詰め)	金融機関名	1. 普通	口座番号	金融機関コード		支店												
	種目コード	預金種別	2. 当座	(右詰め)	通帳記号		通帳番号(右詰め)												
	フリガナ	口座名義人						お届け印 2枚目に押印してください											
振替方法	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>1</td><td>翌月末振替</td><td>2</td><td>6カ月前納</td><td>3</td><td>1年前納</td><td>4</td><td>当月末振替(早割)</td><td>5</td><td>2年前納</td><td>6</td><td>2年前納(4月開始)</td> </tr> </table>							1	翌月末振替	2	6カ月前納	3	1年前納	4	当月末振替(早割)	5	2年前納	6	2年前納(4月開始)
1	翌月末振替	2	6カ月前納	3	1年前納	4	当月末振替(早割)	5	2年前納	6	2年前納(4月開始)								

※希望する振替方法の番号を○で囲んでください。振替方法の詳細については、記入例の裏面「振替方法について」をご覧ください。
※振替方法のみ変更する場合についても、「C. 還付金振込方法」欄の記載事項をご確認ください。

<p>還付金振込方法のみ申出</p> <p>国民年金保険料の還付金が発生した場合は、「国民年金保険料の振替口座」への振込を希望します。 なお、「国民年金保険料の振替口座」が被保険者本人名義でない場合でも還付金の振込に同意します。 希望しない場合は右側の「希望しません」を○で囲んでください。 ※「国民年金保険料の振替口座」への振込を希望しない場合には、還付請求書の提出が必要となり、振込までに2~3カ月程度の期間がかかります。</p>	<p>金融機関等使用欄</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>不備返却理由</th> <th>確認欄</th> </tr> <tr> <td>1. 記載事項等不備 <input type="checkbox"/> 届出印 <input type="checkbox"/> 店名・預金種別 <input type="checkbox"/> 口座番号 <input type="checkbox"/> 口座名義 <input type="checkbox"/> 口座なし 2. その他</td> <td>()</td> </tr> </table>	不備返却理由	確認欄	1. 記載事項等不備 <input type="checkbox"/> 届出印 <input type="checkbox"/> 店名・預金種別 <input type="checkbox"/> 口座番号 <input type="checkbox"/> 口座名義 <input type="checkbox"/> 口座なし 2. その他	()
不備返却理由	確認欄				
1. 記載事項等不備 <input type="checkbox"/> 届出印 <input type="checkbox"/> 店名・預金種別 <input type="checkbox"/> 口座番号 <input type="checkbox"/> 口座名義 <input type="checkbox"/> 口座なし 2. その他	()				

※「6カ月前納」、「1年前納」、「当月末振替(早割)」、「2年前納」、「2年前納(4月開始)」の場合は、割りされた保険料を振替します。
割り額が多いのは、「2年前納」>「2年前納(4月開始)」>「1年前納」>「6カ月前納」>「当月末振替(早割)」の順になります。
※事務処理に日数を要しますので、申出をいただいた翌月に以降に振替を開始します。
※提出は指定預金口座のある金融機関またはお近くの年金事務所へお願いします。その際は、もう一度、届出印、口座番号等のご確認をお願いします。(振替方法のみ変更・還付金振込方法のみ申出の場合は、お近くの年金事務所へ提出をお願いします。)
※振替方法「2」、「3」、「5」、「6」では前納分の初回振替の際に、振替方法「4」では初回振替の際に前月分の保険料を含む振替します。(前月分については割りとなりません。なお、前月分についてすでに納付されている場合は、前月分の振替は行いません。)
○振替開始(予定) 令和 年 月 末日から(金融機関の休業日の場合は翌営業日から)

1枚目(年金事務所用) 51年 2501 1016 002

① ●日付 提出年月日 ●住所 被保険者の郵便番号及び住所を記入。
●被保険者氏名(フリガナ) 被保険者の氏名及びフリガナを記入。 ●電話番号 該当する種別に○を付し、市外局番から記入。

② ●「基礎年金番号」欄 年金手帳(基礎年金番号通知書)に記入された基礎年金番号を記入。
●「生年月日」欄 該当する元号に○を付し、生年月日を記入。

③ ●「振替方法のみ変更」欄 ○を付す。
●「銀行区分」欄 記入不要。
●「口座名義人」欄 記入不要。

④ ●「お届け印」欄 押印不要

⑤ ●「振替方法」欄 1~5の中から希望される振替方法を1つ選択し、該当する数字に○を付す。
➢ 振替方法に前納(6カ月前納、1年前納、2年前納)を選択する場合、令和6年3月以降の申込から、年度の途中からでも口座振替による前納が可能。
➢ 申出書の提出後、初回振替日に年度末(2年前納を選択した場合は翌年度末)までの前納の保険料を振替する。

⑥ ●「還付金振込方法」欄 口座振替口座への還付金の振込を希望しない場合は、「希望しません」に「○」をつける。

様式コード 4 6 5 6
**国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書
 兼 還付金振込方法(変更)申出書**

日本年金機構理事長 へて 令和 ○年 ○月 ○日
 私は、国民年金保険料を口座振替により納付したいので、保険料額等必要な事項を記載した納付書を、指定の金融機関あてに送付してください。
 また、国民年金保険料の払い過ぎ等により還付(払い戻し)が発生した場合の口座への振込について、「C. 還付金振込方法」のとおり申出します。
 〒 1111-1111
 住所: ○○区○○町11-11-111
 (フリガナ) コクネン シ ロウ
 被保険者氏名: 国 年 次 郎
 電話番号: ① 自宅 ③ 勤務先 ② 携帯電話 ④ その他 03(9999)9999

還付金振込方法のみをこの用紙で申出する場合は、下記「A.被保険者」欄をご記入いただき、用紙下部「C. 還付金振込方法」欄の記載事項をご確認のうえ、「還付金振込方法のみ申出」に○をつけてください。

基礎年金番号 1 2 3 4 - 5 6 7 8 9 0 ⑤ 昭和 ⑥ 平成 5 5 0 1 1 1
 生年月日 5 5 0 1 1 1

銀行等またはゆうちょ銀行のいずれかを選んで記入し、2枚目に押印してください。
 なお、振替方法のみ変更する場合(口座に変更がない場合は、「振替方法のみ変更」欄に○のうえ、振替方法を選択してください)。

振替方法のみ変更 ○ 振替方法のみ変更する場合は、「指定預金口座」欄の記入、お届け印の押印は不要です。

銀行等	金融機関名	1. 銀行 4. 労働金庫 1.本店
ゆうちょ銀行	預金種別	2. 信用金庫 5. 農業協同組合 2.支店
	1. 普通 2. 当座	3. 信用組合 6. 漁業協同組合 3.本店
	口座番号 (右詰めで記入)	4. 支所
種目コード	通帳記号	金融機関コード
1 6 6 3 2 1	0 -	
フリガナ	通帳番号(右詰めで記入)	支店コード
口座名義人	お届け印	
	2枚目に押印してください	
振替方法		
1 翌月末振替	2 6カ月前納	3 1年前納
4 当月末振替(早割)	5 2年前納	6 2年前納(4月開始)

※希望する振替方法の番号を○で囲んでください。振替方法の詳細については、記入例の裏面「振替方法について」をご覧ください。
 ※振替方法のみ変更する場合についても、「C. 還付金振込方法」欄の記載事項をご確認ください。

還付金振込方法のみ申出 ○ 口座振替納付申出(変更申出を含む)を行う場合は、左の「還付金振込方法のみ申出」欄に○をつける必要はありません。
 国民年金保険料の還付金が発生した場合は、「国民年金保険料の振替口座」への振込を希望します。
 なお、「国民年金保険料の振替口座」が被保険者本人名義でない場合でも還付金の振込に同意します。
 希望しない場合は右側の○を○で囲んでください。
 ※「国民年金保険料の振替口座」への振込を希望しない場合には、還付請求書の提出が必要となり、振込までに2~3カ月程度の期間がかかります。

※「6カ月前納」、「1年前納」、「当月末振替(早割)」、「2年前納」、「2年前納(4月開始)」の場合は、割引された保険料を振替します。
 割引額が多いのは、「2年前納」、「2年前納(4月開始)」>「1年前納」>「6カ月前納」>「当月末振替(早割)」の順になります。
 ※事務処理に日数を要しますので、申出をいただいた翌月以降に振替を開始します。
 ※提出は指定預金口座のある金融機関またはお近くの年金事務所へお願いします。その際は、もう一度、届出印、口座番号等のご確認をお願いします。(振替方法のみ変更・還付金振込方法のみ申出の場合は、お近くの年金事務所へ提出をお願いします。)
 ※振替方法「2」、「3」、「5」、「6」では前納分の初回振替の際に、振替方法「4」では初回振替の際に前月分の保険料を合わせて振替します。(前月分については割引となりません。なお、前月分についてすでに納付されている場合は、前月分の振替は行いません。)
 ○ 振替開始(予定) 令和 ○年 月 末日から(金融機関の休業日の場合は翌営業日から)

1枚目(年金事務所用)
 S1年 25011016 002

既に口座振替を実施している者が口座振替口座への直接還付を希望するとき、「C.還付金振込方法」のみの変更を申出される場合の手続きです。

C. 還付金振込方法
 還付金振込方法のみ申出 ○ 口座振替納付申出(変更申出を含む)を行う場合は、左の「還付金振込方法のみ申出」欄に○をつける必要はありません。
 国民年金保険料の還付金が発生した場合は、「国民年金保険料の振替口座」への振込を希望します。
 なお、「国民年金保険料の振替口座」が被保険者本人名義でない場合でも還付金の振込に同意します。
 希望しない場合は右側の○を○で囲んでください。
 ※「国民年金保険料の振替口座」への振込を希望しない場合には、還付請求書の提出が必要となり、振込までに2~3カ月程度の期間がかかります。

- ① ●日付 提出年月日 ●住所 被保険者の郵便番号及び住所を記入。
- 被保険者氏名(フリガナ) 被保険者の氏名及びフリガナを記入。 ●電話番号 該当する種別に○を付し、市外局番から記入。

- ② ●「基礎年金番号」欄 年金手帳(基礎年金番号通知書)に記入された基礎年金番号を記入。
- 「生年月日」欄 該当する元号に○を付し、生年月日を記入。

- ③ ●「お届け印」欄 押印不要

- ④ ●「還付金振込方法のみ変更」欄 ○を付す。
- 還付金振込方法のみ申出する場合は、2枚目の用紙への記入、提出は不要

◆ 口座振替納付（変更）申出後の通知書

(1) 国民年金保険料口座振替開始（変更）通知書 / 国民年金保険料口座振替額通知書

「初回振替日」欄
→口座振替開始日がいつなのか確認する

「納付対象月」欄
→振替されるのは何月分の保険料なのか確認する

初回到振替される月分から3月までの振替予定日
及び予定額を記入

料金後納郵便
親展

大切なお知らせ
国民年金保険料口座振替開始(変更)・振替額通知書

差出人 日本年金機構 Japan Pension Service 〒168-8505 東京都杉並区高井戸西三丁目5番24号

お問い合わせ先、宛先不明の場合の返送先
〒 XXXX-XXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
TEL XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

ご案内は内側にあります。
矢印の方向へゆっくりはがして中をご確認ください。
(水に濡れている場合は、よく乾かしてからおはがしてください)

年金事務所の所在地及び電話番号を記入

**国民年金保険料
口座振替開始(変更)通知書**

国民年金保険料の納付について口座振替をご利用いただき、ありがとうございます。下記の内容で承りましたのでお知らせします。

※金融機関の合併などにより、合併などの前の金融機関名および口座番号となっている場合がありますが、振替に支障はありません。
※口座番号は個人情報保護のため、一部「X」で表示しています。
※うち、銀行を指定している場合は、口座番号欄に連絡記号、連絡番号を合わせたものを記載しています(桁数が実際とは異なる場合がありますが、振替に支障はありません)。
※2年前納(4月開始)で手続された場合も振替方法は2年前納とのみ表示されます。

基礎年金番号 9999-999999
生年月日 xxZ9年Z9月Z9日
被保険者氏名 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX 様
初回振替日 **xxZ9年Z9月Z9日**
納付対象月 **xxZ9年Z9月Z9日 - xxZ9年Z9月Z9日**

振替方法 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
金融機関名 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
口座番号 *****XXX 預金種別 XX
口座名義人 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
発行年月日: 年 月 日
日本年金機構理事長 印

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭で、あなたの住所地の社会保険審査官(地方厚生(支)局内)に審査請求できます。また、その決定に不服があるときは、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に社会保険審査会(厚生労働省)内に再審査請求できます。なお、この決定の取消の訴えは、審査請求の決定を経た後でないと、提起できません。審査請求があった日から2か月を経過しても審査請求の決定がないときや、この決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、審査請求の決定を経なくても提起できます。この訴えは、審査請求の決定(再審査請求をした場合には、当該決定又は社会保険審査会の裁決、以下同じ。)があったことを知った日から3か月以内に、日本年金機構を被告として提起できます。ただし、原則として、審査請求の決定の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

国民年金保険料口座振替額通知書

振替金額および振替日につきましては、下記のとおりです。
振替日の前日までにご指定の口座の残高をご確認ください。

XX
XX

1. 口座振替による毎月の保険料額

納付の種類	対象月	振替日	保険料額
X X	Z9月	x x Z9 年 Z9 月 Z9 日	ZZZ,ZZZ 円
X X	Z9月	x x Z9 年 Z9 月 Z9 日	ZZZ,ZZZ 円
X X	Z9月	x x Z9 年 Z9 月 Z9 日	ZZZ,ZZZ 円
X X	Z9月	x x Z9 年 Z9 月 Z9 日	ZZZ,ZZZ 円
X X	Z9月	x x Z9 年 Z9 月 Z9 日	ZZZ,ZZZ 円
X X	Z9月	x x Z9 年 Z9 月 Z9 日	ZZZ,ZZZ 円
X X	Z9月	x x Z9 年 Z9 月 Z9 日	ZZZ,ZZZ 円
X X	Z9月	x x Z9 年 Z9 月 Z9 日	ZZZ,ZZZ 円
X X	Z9月	x x Z9 年 Z9 月 Z9 日	ZZZ,ZZZ 円
X X	Z9月	x x Z9 年 Z9 月 Z9 日	ZZZ,ZZZ 円
X X	Z9月	x x Z9 年 Z9 月 Z9 日	ZZZ,ZZZ 円
X X	Z9月	x x Z9 年 Z9 月 Z9 日	ZZZ,ZZZ 円
X X	Z9月	x x Z9 年 Z9 月 Z9 日	ZZZ,ZZZ 円
X X	Z9月	x x Z9 年 Z9 月 Z9 日	ZZZ,ZZZ 円
X X	Z9月	x x Z9 年 Z9 月 Z9 日	ZZZ,ZZZ 円

2. 口座振替による前納の保険料額

対象月	振替日	保険料額
x x Z9 年 Z9 月	xxZ9 年 Z9 月 Z9 日	ZZZ,ZZZ 円
x x Z9 年 Z9 月	xxZ9 年 Z9 月 Z9 日	ZZZ,ZZZ 円
x x Z9 年 Z9 月	xxZ9 年 Z9 月 Z9 日	ZZZ,ZZZ 円

※発行年月日現在、すでに会社などに就職され、厚生年金保険に加入されている方などであっても、国民年金保険料が一旦振替されることがあります。
その場合は、国民年金保険料を還付(払い戻し)します。詳しくは裏面をご確認ください。
※口座振替の停止を希望する方は、年金事務所までお早めにご相談ください。
お申し出の日によっては、停止希望月に停止できない場合もございますので、あらかじめご了承ください。
(口座振替辞退の手続きが必要な場合があります。)

厚生労働大臣 印

前納振替の予定を記入

【留意事項】

- 一度前納を申し込むと、原則、次回以降も同じ振替方法で引き落としされる。
- ＜残高不足で引き落としができなかった時＞
- 毎月納付の場合、次回の口座振替日に翌月分と合わせて2か月分の再振替を行う。再振替ができなかった場合は納付書が送付される。
- 2年前納・1年前納・6か月前納の場合、前納の再振替は行われず、自動的に割引のない毎月納付となる。口座振替での前納は、翌年度になると再開される。
- 当年度中にもう一度前納を希望される場合、口座振替ではなく現金での前納であれば申し込むことができる。

届書コード 6 5 4 2	年金事務所用	平成 令和 年 月 日
		事務センター長 副事務センター長 グループ長 担当者

国民年金保険料クレジットカード納付 (変更) 申出書

日本年金機構理事長 あて
令和 ○年 ○月 ○日

私は、下記国民年金保険料をクレジットカードにより定期的に納付したい、保険料額等必要な事項を記載した納付書は、指定の指定代理納付者へ送付してください。

1. 被保険者の基礎年金番号・指定クレジットカード等

基礎年金番号 (10桁) で申し出する場合は「①個人番号 (または基礎年金番号)」欄に左詰めで記入してください。

本枠内のみ記入してください。

① 個人番号 (または基礎年金番号)	② 生年月日	送
1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	昭 和 平 成 5 0 年 0 1 月 0 1 日	信
被 保 険 者 氏 名	③ 電 話 番 号 種 別	④ 電 話 番 号
国 年 太 郎	① 自 宅 携 帯 2 3 4	× × × - 1 2 3 - 4 5 6 7
住 所		送
〒 1 1 1 - 1 1 1 1	○ ○ 郡 ○ ○ 町 4 - 1 1 - 1 5	
⑤ カード番号 (右詰めで記入)	⑥ カード有効期限	
4 5 6 7 - 8 9 1 0 - 1 2 3 4 - 5 6 7 8	0 8 月 / 2 0 2 4 年	
クレジットカード名義人氏名 (自署)	被保険者との続柄	電 話 番 号
国 年 一 郎	父	× × × - 2 3 4 - 5 6 7 8
ご利用いただくクレジットカードに○印をつけてください。		
① アメリカン・エクスプレス	2. イオン	3. NCB高連
5. Orico	6. セゾン	7. JCB
9. ダイナースクラブ	10. ジャックス	11. 東急
13. 日専連	14. 三井住友	15. 三菱UFJニコス
17. ライフカード	18. 楽天	19. UC
21. Master		20. VISA
4. OC	8. セディナ	
12. トヨタファイナンス	16. UCS	
納付方法	①	2
	毎月納付	6カ月前納
	3	1年前納
	5	2年前納
	6	2年前納 (4月開始)

※「6カ月前納」、「1年前納」、「2年前納」、「2年前納 (4月開始)」の場合は、割引された保険料をカード会社が立替納付します。
割引額が多いのは、「2年前納」、「2年前納 (4月開始)」 > 「1年前納」 > 「6カ月前納」の順になります。

(注) ご利用いただくクレジットカードの利用限度額が納付する国民年金保険料額を上回っている必要がありますので、ご注意ください。
また、支払回数は1回払いのみとさせていただきます (分割払い、リボ払い等はご利用いただけません)。
(注) クレジットカード納付辞退のお手続きがされるまで、原則、お申し出された内容によるクレジットカード納付が継続します。

2. 対象保険料：国民年金保険料

※過去の未払い分の保険料、一部免除 (一部納付) されている期間の保険料を納める場合には、クレジットカード納付はご利用いただけません。

※3枚目は控えですので提出せず、お手元に保管してください。

職員チェック欄： 特定業務契約職員 職員 その他

1枚目
2501 1016 004

クレジットカード納付申出にあたっての留意事項

- 過去の納め忘れの保険料をクレジットカードで納付することはできない。
- 一部免除承認者はクレジットカードによる納付はできない。
- 分割払い、リボ払い等はできない。(1回払いのみ。)
- カード名義人の口座からの引き落とし日は各カード会社により異なる。

- ① ●日付
提出年月日
- ② ●「①個人番号 (または基礎年金番号)」欄
個人番号または年金手帳 (基礎年金番号通知書) に記入された基礎年金番号を記入。
- 「②生年月日」欄
該当する元号に○を付し、生年月日を記入。
- 「③電話番号種別」「④電話番号」欄
該当する種別に○を付し、市外局番から記入。
- 「被保険者氏名」欄
被保険者の氏名を記入。
- 「住所」欄
被保険者の郵便番号及び住所を記入。

- ③ ●「⑤カード番号 (右詰めで記入)」欄
クレジットカードの番号を右詰めで記入。 ※16桁以下の場合は、左先頭に「0」を補って記入。
- 「⑥カード有効期限」欄
カードの有効期限を記入。
- 「クレジットカード名義人氏名 (自署)」欄
クレジットカード名義人の氏名を記入。 ※クレジットカード名義人の方が自署で記入する。
- 「被保険者との続柄」欄
被保険者との続柄を記入。(例：クレジットカードの名義が被保険者本人の場合は「本人」)
- 「電話番号」欄
被保険者との続柄が「本人」以外の場合に記入。

<続柄が「本人」又は「配偶者」以外の場合における留意事項>
クレジットカード名義人に対して電話又は書面※1による同意確認が必要となる。
(「国民年金保険料クレジットカード納付に関する約定」(次頁掲載)の項番16を参照。)

※1：「国民年金保険料クレジットカード納付に関する同意書」(次頁掲載)

- 「ご利用いただくクレジットカードに○印をつけてください。」欄
クレジットカードの発行会社に○を付す。
一覧の中にクレジットカードの発行会社がない場合は、国際ブランド (JCB、VISA、MasterCard、DinersClub、アメリカン・エクスプレス) を確認の上、該当する国際ブランドに○を付す。
- 「納付方法」欄
1, 2, 3, 5の中から希望される振替方法を1つ選択し、該当する数字に○を付す。
➢ 振替方法に前納 (6カ月前納、1年前納、2年前納) を選択する場合、令和6年3月以降の申込から、年度の途中からでもクレジットカード納付による前納が可能。
➢ 申出書の提出後、初回振替日に年度末 (2年前納を選択した場合は翌年度末) までの前納の保険料を振替する。

「国民年金保険料クレジットカード納付に関する同意書」

※ 以下の同意書記入例は、被保険者と異なる者が、クレジットカード納付する場合に提出が必要です。
【例：子どもの国民年金保険料を親（別居）のクレジットカードで納付する場合】

国民年金保険料クレジットカード納付に関する同意書

△△ 年金事務所長 殿

（被保険者氏名）

国 年 太 郎

の国民年金保険料の納付に際し、私こと

（クレジットカード名義人氏名）

国 年 一 郎

のクレジットカードより支払いを行うこと

に同意します。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

（クレジットカード名義人住所）

住 所 ○○市○○町2-30

（クレジットカード名義人氏名）

氏 名 国 年 一 郎

「国民年金保険料クレジットカード納付に関する約定」

国民年金保険料クレジットカード納付に関する約定

「国民年金保険料クレジットカード納付（変更） 申出書」による国民年金保険料のクレジットカード納付は、被保険者からお申し込みいただいた内容を確認し、国民年金保険料を自動的にクレジットカードで納付するものです。金融機関等の窓口でクレジットカードを直接ご提示・ご支払いいただく方法ではありません。
国民年金保険料につきましては、被保険者が指定されたクレジットカードをお取り扱いする指定代理納付書（以下「カード会社」という。）に請求させていただきます。
カード会社から国民年金保険料の立替納付が行われます。被保険者の国に対する国民年金保険料の納付義務はなくなります。これに代わって、被保険者はカード会社に対し、国民年金保険料と同額の債務を負うこととなります。
これらのことに加え、次の各事項をご了承いただいたうえでお申し込みください。

1. 申込手続きが完了したときは、「国民年金保険料クレジットカード納付（変更） 通知書」を送付いたします。
2. クレジットカードの有効性が確認できないなどの理由で申込みを受け付けることができない場合は、「クレジットカード有効性確認結果のお知らせ」を送付いたします。この場合は、従来の納付方法を継続させていただきます。
3. 初回申込み手続きに2カ月程度かかる場合がありますので、手続き完了前の国民年金保険料につきましては、従来の方法により納付していただきます。なお、要領に添った額を納付された場合は、クレジットとカードによる納付の間に発生する国民年金保険料滞り込みによる滞り込みを請求させていただきます。
4. クレジットカード納付の支払いは、1回払いに限らせていただきます。
5. 被保険者からの請求の申し出がない限り、クレジットカード納付を継続させていただきます。なお、カード会社の規定による会員資格の喪失及び国民年金保険料の一部又は全額を納付することを要しないこととされた場合は辞退したものとみなします。
6. クレジットカード納付では、口座振替における当月未納額（年額）は適用されません。また、クレジットカードによる支払いは前納・1年前納・2年前納の期日とは、納付書で納めていた日とは異なる場合があります。（口座振替での前納による期日は適用されません。）
7. クレジットカード納付では、その都度領収証書その他領収した旨を通知する書面は発行いたしませんので、カード会社からの利用明細書等で確認いただくことになります。なお、年一度、社会保険料（国民年金保険料）滞り証明書を発行いたします。カード会社は、該当月末が非営業日の場合は翌月第1営業日に立替納付を行い、立替納付した日が国民年金保険料の納付年月日となりますが、カード会社からの利用明細書等の納付日は、該当月初めに入金した営業日（前月末日が非営業日の場合は翌営業日）が記載されます。
8. ※前月末日の14日を超える場合にはその月の14日となります。
クレジットカード納付では、カード会社より立替納付を行う前に日本年金機構からカード会社にカード利用限度額や有効期間について確認し、カード会社より立替納付が実行されます。なお、カードの凍結状態は、立替納付対象月（前月の納付済金は立替納付対象期間の初日）の翌営業日（前月末日が非営業日の場合は翌営業日）から当月末日の間に1日未満の、カード利用限度額にご注意ください。
9. カード利用限度額を超えるなど、カード会社の規定によりクレジットカード納付ができない場合や、その他各事務処理上の都合により、納付書を送付させていただく場合があります。
10. 「1年前納」「2年前納」を希望されている場合、初回の立替納付は初回立替納付月から当年度又は翌年度3月分までの保険料をまとめて請求させていただきます。
「6ヵ月前納」を希望されている場合、初回立替納付月が10月以降に限り、初回の立替納付は初回立替納付月から当年度3月分までの保険料をまとめて請求させていただきます。
「2年前納」「4月前納」を希望されている場合、初回立替納付月が4月に限り、4月から翌年度3月分までの保険料をまとめて請求させていただきます。
11. 6ヵ月前納、1年前納、2年前納の立替納付時にカード利用限度額を超えることによりクレジットカード納付ができなかった場合、前納分の滞り込みの立替納付は行われません。次の前納分の立替納付までの間は自動的に滞り込みの滞り込みとなります。なお、初回立替納付時の立替納付対象期間の最初の月分、4月分、10月分（6ヵ月前納の場合のみ）については納付書を送付しますので、納付書により現金で納付していただきます。
12. 利用日とクレジットカード会社の締め日など事務の都合により2ヵ月分をまとめて1度にカード会社へお支払いいただくことがあります。あらかじめご了承ください。
13. 有効期限が変更となった場合、被保険者に事前にご通知することなく新しい有効期限がカード会社から日本年金機構に通知され、原則としてクレジットカード納付が継続されます。
一部、有効期限が日本年金機構に通知されないクレジットカードがございますので、ご注意ください。
14. カード番号が変更となった場合や有効期限が日本年金機構に通知されないカードで有効期限が到来した場合は、お手数ですが申込用紙「国民年金保険料クレジットカード納付（変更） 申出書」に必要事項をご記入のうえ、お近くの年金事務所へご提出ください。

拡大

【被保険者とカード会員が異なる場合】
17. 被保険者が国民年金保険料のクレジットカード納付をカード会員に委託したのとして取り扱っていただき、カード会員の方はこれを承諾していただきます。なお、被保険者とカード会員の続柄が配偶者以外の場合は、カード会員に対して、年金事務所から電話または書面による同意確認を行っております。

◆ クレジットカード納付(変更)申出後の通知書

(1) 国民年金保険料クレジットカード納付開始(変更)通知書 / 国民年金保険料クレジットカード納付額通知書

※ 手続きが完了した場合に送付される通知書

「初回立替納付日」欄

→クレジットカード引き落とし開始日がいづなのか確認する

「納付対象月」欄

→振替されるのは何月分の保険料なのか確認する

初回到振替される月分から3月までの振替予定日及び予定額を記入

料 金 後 納
郵 便

親 展

大 切 な お 知 ら せ

国民年金保険料クレジットカード納付開始(変更)・納付額通知書

差出人 **日本年金機構**
Japan Pension Service 〒168-8505 東京都杉並区高井戸西三丁目5番24号

お問い合わせ先、宛先不明の返送先

〒 XXX-XXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

TEL XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

② **ご案内は内側にあります。**
矢印の方向へゆっくりはがして中をご覧ください。
(水に濡れている場合は、よく乾かしてからおはがしください)

国民年金保険料 クレジットカード納付開始(変更)通知書

国民年金保険料の納付についてクレジットカード納付をご利用いただき、ありがとうございます。下記の内容で承りましたのでお知らせします。

○この通知書は、発行年月日現在の情報で作成しているため、その後、会社などに就職され、厚生年金保険に加入している方などにも届くことがあります。
なお、厚生年金保険への加入などにより、国民年金保険料を納める必要がなくなった方でも、一旦保険料が納付されることがあります。
その場合は、別途、日本年金機構からお送りする還付請求書をご提出いただくことにより、後日払い戻ししますので、あらかじめご了承ください。

○クレジットカード納付の停止を希望する方は、年金事務所へ立替納付対象月の第7営業日(前月末日が非営業日の場合は第8営業日)まで(にご相談ください。お申し出の日によっては、停止希望月に停止できない場合もございますので、あらかじめご了承ください。)(※)

○2年前納(4月開始)で手続きした場合も納付方法は2年前納のみ表示されます。

※この通知書がお手元に届いた月の立替納付の停止はできない場合もございますので、ご了承ください。

基礎年金番号	9999-999999
年 月 日	xxZ9年 Z9月 Z9日
被保険者氏名	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX 様
初回立替納付日	xxY9年 Y9月 Y9日
納付対象月	xxZ9年 Z9月 Z9日 - xxZ9年 Z9月 Z9日
納付方法	XXXXXX XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

発行年月日: 年 月 日

日本年金機構理事長 印

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭で、あなたの住所地の社会保険審査官(地方厚生(支)局内)に審査請求できます。また、その決定に不服があるときは、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に社会保険審査会(厚生労働省)に再審査請求できます。
なお、この決定の取消の訴えは、審査請求の決定を経た後でないと、提起できません。が、審査請求があった日から2か月を経過しても審査請求の決定がないときや、この決定の執行等による著しい被害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、審査請求の決定を経なくても提起できます。この訴えは、審査請求の決定(再審査請求をした場合には、当該決定又は社会保険審査会の裁決、以下同じ。)があったことを知った日から6か月以内に、日本年金機構を被告として提起できます。ただし、原則として、審査請求の決定の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

国民年金保険料クレジットカード納付額通知書

納付金額および立替納付日につきましては、下記のとおりです。

1. クレジットカード納付による毎月の保険料額

納付の種類	対象月	立 替 納 付 日	保 険 料 額
X X	Z9 月	x x Z9 年 Z9 月 Z9 日	ZZZ,ZZZ 円
X X	Z9 月	x x Z9 年 Z9 月 Z9 日	ZZZ,ZZZ 円
X X	Z9 月	x x Z9 年 Z9 月 Z9 日	ZZZ,ZZZ 円
X X	Z9 月	x x Z9 年 Z9 月 Z9 日	ZZZ,ZZZ 円
X X	Z9 月	x x Z9 年 Z9 月 Z9 日	ZZZ,ZZZ 円
X X	Z9 月	x x Z9 年 Z9 月 Z9 日	ZZZ,ZZZ 円
X X	Z9 月	x x Z9 年 Z9 月 Z9 日	ZZZ,ZZZ 円
X X	Z9 月	x x Z9 年 Z9 月 Z9 日	ZZZ,ZZZ 円
X X	Z9 月	x x Z9 年 Z9 月 Z9 日	ZZZ,ZZZ 円
X X	Z9 月	x x Z9 年 Z9 月 Z9 日	ZZZ,ZZZ 円
X X	Z9 月	x x Z9 年 Z9 月 Z9 日	ZZZ,ZZZ 円
X X	Z9 月	x x Z9 年 Z9 月 Z9 日	ZZZ,ZZZ 円
X X	Z9 月	x x Z9 年 Z9 月 Z9 日	ZZZ,ZZZ 円
X X	Z9 月	x x Z9 年 Z9 月 Z9 日	ZZZ,ZZZ 円
X X	Z9 月	x x Z9 年 Z9 月 Z9 日	ZZZ,ZZZ 円

2. クレジットカード納付による前納の保険料額

対 象 月	立 替 納 付 日	保 険 料 額
x x Z9 年 Z9 月	xxZ9 年 Z9 月 Z9 日	ZZZ,ZZZ 円
x x Z9 年 Z9 月	xxZ9 年 Z9 月 Z9 日	ZZZ,ZZZ 円
x x Z9 年 Z9 月	xxZ9 年 Z9 月 Z9 日	ZZZ,ZZZ 円
x x Z9 年 Z9 月	xxZ9 年 Z9 月 Z9 日	ZZZ,ZZZ 円

カード利用限度額・有効期限等にご注意ください。
詳細は裏面をご覧ください。

厚生労働大臣 印

年金事務所の所在地及び電話番号を記入

前納振替の予定を記入

【留意事項】
残高不足で引き落としができなかった場合、納付書が送付される。

◆ クレジットカード納付(変更)申出後の通知書

(2) クレジットカードの有効性確認結果のお知らせ

※ 手続きが完了しなかった場合に送付される通知書

クレジットカードの有効性確認
 日本年金機構がクレジットカード会社に対してクレジットカード番号の有効性
 (利用可否) について確認を行うこと

料金後納
郵便

親展

〒 XXX-XXXX
 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

電話 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

② ご案内は内側にあります。
 裏側の方(①)からお開きください。
 矢印方向にゆっくりと開いてご覧

**クレジットカードの有効性
確認結果のお知らせ**

先に申し出のありました国民年金保険料のクレジットカード
 による納付についてですが、下記のクレジットカードでは、
 有効性が確認できませんでした。

カード情報をご確認のうえ、クレジットカード会社にお問い合わせ
 いただきますようお願いいたします。

基礎年金番号	9999-999999
生年月日	xxZ9年Z9月Z9日
被保険者氏名	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
カード番号	4567-8910-1234-5678

年 月 日 作成

日本年金機構

※ご注意

○このお知らせに記載されているカード番号は、個人情報保護のため、下4桁の数字以外は「*」で表示しております。

○別のクレジットカードにより納付を希望される場合は、お手数ではございますが、再度、年金事務所までお申し出ください。

○これまで国民年金保険料の口座振替を利用されている場合は、今回のお申し出によってクレジットカードの有効性が確認できませんでしたので、引き続き口座振替の扱いとなります。

クレジットカードの有効性の判断は、各クレジットカード会社が行っているため、日本年金機構からクレジットカード会社に問い合わせても個人情報保護の観点から、回答を得られない。内容を確認する方法としては、クレジットカード名義人より、直接、クレジットカード会社へ問い合わせる。

別のクレジットカードにより立替納付を希望される場合は、再度申出書の提出が必要となる。

口座振替中の被保険者がクレジットカード納付を申請し、有効性の確認結果、クレジットカードが無効と判断された場合は、現状の口座振替を終了せずそのまま口座振替が継続される。

拡大

様式コード 4 6 4 4 国民年金保険料還付請求書

提出用

官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長 あて 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

下記のとおり保険料の還付を請求します。

基礎年金番号	1234-567890	生年月日	平成○年○月○日
氏名			
過誤納通番		過誤納調査決定年月日	年 月 日

還付情報	自	至	理由	自	至	理由
還付期間	年 月	年 月		年 月	年 月	
	年 月	年 月		年 月	年 月	
	年 月	年 月		年 月	年 月	
	年 月	年 月		年 月	年 月	
還付月数	カ月			還付金額		

請求者についてご記入ください。

①フリガナ	コクネン	ハナコ	③続柄	1. 配偶者 5. 祖父 6. 祖母 7. その他
②氏名	国年	花子	2. 子 3. 父母 4. 孫	
④郵便番号	1234567	電話番号	①自宅 ②携帯電話 ③勤務先 ④その他	011-234-5678
⑤住所	東京都杉並区高井戸西 ●-●-●			

●希望する振込先金融機関等についてご記入ください。(銀行等またはゆうちょ銀行のいずれかを選んで記入してください)
※記入方法については、国民年金保険料過誤納還付・充当通知書の裏面をご覧ください。

①銀行等 (ゆうちょ銀行除く)	⑤金融機関名	〇〇	⑦預金種別	①普通	⑧口座番号 (右詰めで記入)	0123456	⑩通帳番号 (右詰めで記入)	0
②ゆうちょ銀行	⑥金融機関・支店コード	△△	⑧預金種別	②当座				
口座名義人 (カナで記入)	コクネン ダイスケ							

口座番号、口座名義人に誤りがないか再度確認をお願いします。

●以下の欄は、還付金の受領 (受け取り) を委任する場合にご記入ください。

上記還付金の受領を、下記代理人に委任します。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 委任者 (請求者) の氏名 国年 花子

⑨フリガナ	コクネン	ダイスケ	
⑩代理人氏名	国年	大輔	
⑪郵便番号	7654321	⑫代理人住所	〇〇市 〇〇町 〇〇 1-2-3

- 日付
提出年月日
- 「③フリガナ」「④氏名」欄
請求者の氏名 (フリガナ) を記入
- 「⑤続柄」欄
被保険者が亡くなっている場合、続柄欄に○が付されているか確認する。
- 「⑥郵便番号」「⑦住所」欄
請求者の郵便番号及び住所を記入。
- 「電話番号」欄
該当する種別に○を付し、市外局番から記入。
- 「振込先」欄
＜銀行等 (ゆうちょ銀行以外)＞
①金融機関名、支店名が記入されているか確認する (店舗の統廃合に注意すること)。
②預金種別に○が付されているか確認する。
口座番号が右詰め7桁で記入されているか確認し、6桁以下の場合は先頭に「0」を記入する。
③請求者氏名と口座名義人が一致しているか確認し、一致しない場合は、「委任欄」「C.代理人欄」が記入されているか確認する。
- 「振込先」欄
＜ゆうちょ銀行＞
「⑩通帳番号」が右詰め8桁で記入されているか、8桁目が「1」となっているか確認する。8桁以下の場合は、先頭に「0」を記入する。

留意事項

郵便局送金 (窓口受取) を希望した場合は、B. 振込先欄の欄外余白に「受取郵便局名、受取郵便局所在地の郵便番号、郵便局コード」を追記する。

- 「委任」欄 「代理人」欄
請求者以外の口座で還付金を受領する場合に記入。
＜「委任」欄＞
請求者の氏名を記入
＜「代理人」欄＞
代理で還付金を受領する者の氏名 (フリガナ)、郵便番号、住所を記入する。

還付請求書は、充当・還付通知書と切り離してご提出ください。

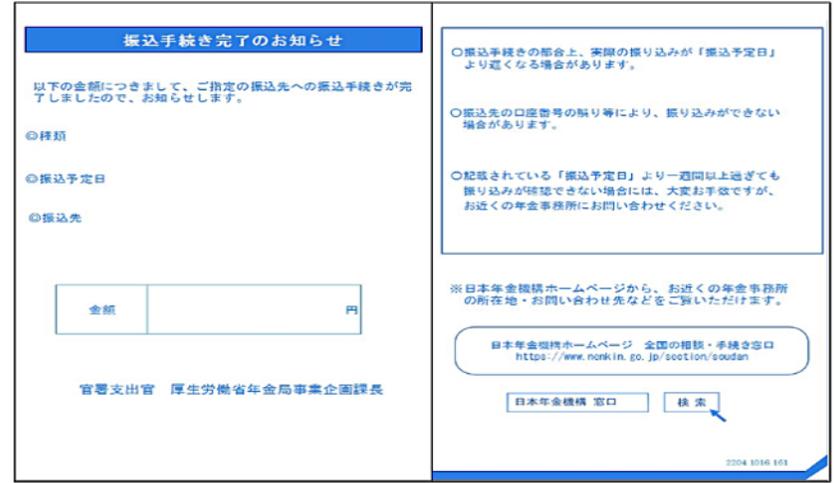
◆ 国民年金保険料還付請求後の通知書

(1) 振込手続き完了のご案内 (振込通知書)

※「振込手続き完了のご案内」は、還付金が口座に入金された後に送付される。



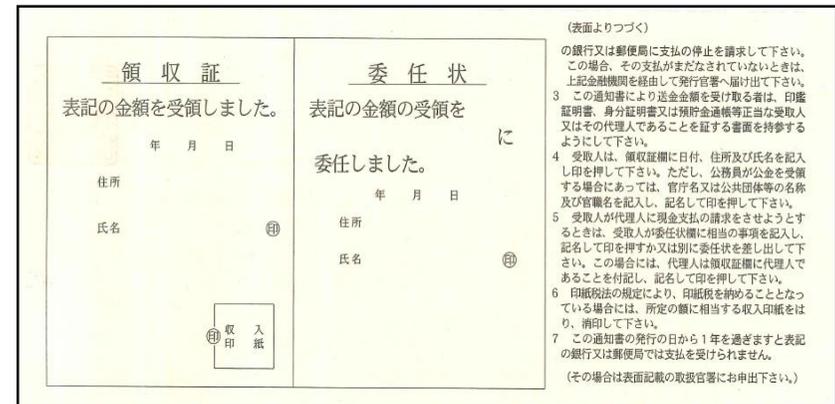
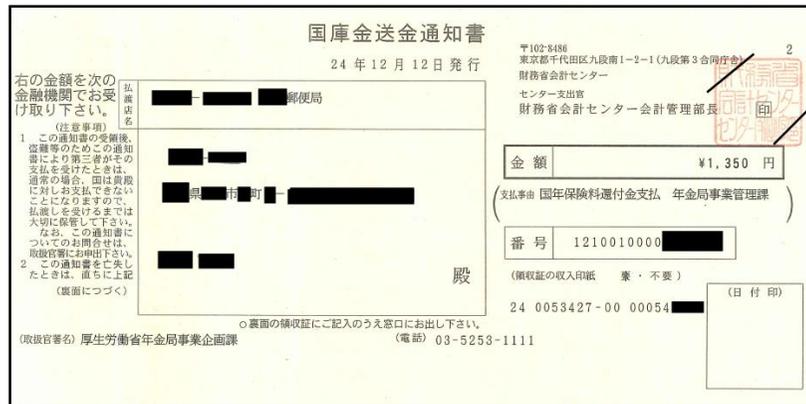
還付金の請求を代理人に委任した場合、「振込手続き完了のご案内」は代理人宛てに届く。



POINT
支払は、国（官署支出官 年金局事業企画課長）となるため、通帳に記入される振込人の名義は、「ネンキンキヨク ジギョウキカクカチヨウ」となる。

(2) 国庫金送金通知書

※「国庫金送金通知書」は、郵便局送金（窓口受取）を希望した場合、簡易書留で送付される。



特例認定区分	添付書類	備考
<p style="text-align: center;">失業</p> <ul style="list-style-type: none"> 失業、倒産、事業の廃止を理由として申請するとき 	<p>① 雇用保険の被保険者だった者（次のいずれか）</p> <ul style="list-style-type: none"> 雇用保険受給資格者証の写し 雇用保険受給資格通知の写し 雇用保険被保険者離職票の写し 公共職業安定所が発行又は証明した離職日を確認できる書類 	<p>【添付理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 離職年月日を確認するため。
	<p>② 雇用保険の適用除外になる国、都道府県、市区町村、及びこれらに準ずるものに雇用されていた者</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該雇用先が退職を証明した書類（退職辞令の写し） 	<p>【添付理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 離職や事業の休止による決定かを総合的に判断するため。
	<p>③ 事業の廃止（廃業）又は休止の届出を行った場合（次のいずれか）</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 厚生労働省が実施する総合支援資金貸付の貸付決定通知書の写し、及び申請の際に添付した事業の休止又は廃止を明らかにする書類の写し 	<p>【ポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> イ～オについては、申請書の備考欄又は添付書類の余白への申請者等が失業の状態であることの申立ての記入が必要となる。 イの閉鎖事項証明書が添付された場合、過年度に、同一の事由で事実発生日が異なる「雇用保険適用事業所廃止届」等の証明書により承認していることがある。そのため、前年度以前に失業特例で承認している場合は確認すること。 ウの異動届出書、個人事業の開廃業等届出書又は事業廃止届出書等を電子申告で提出した場合は、当該書類とともにe-Tax又はe-LTAXの受付番号が確認できる通知を提出する。
	<p>（以下については、別途、失業の状態にあることの申し立てが必要）</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 履歴事項全部証明書又は閉鎖事項証明書 ウ 項目が「倒産」、「解散」又は「閉鎖」の税務署等への異動届出書、個人事業の開廃業等届出書または事業廃止届出書の写し エ 保健所への廃止届出書（保健所の受付印のあるものに限る） オ その他、公的機関が交付する証明書等であって、失業の事実が確認できる書類 	<p>納税通知書の交付を受けられない者</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別徴収の対象外の者、又は退職時に一括で残税額を特別徴収された者
	<p>④ ①から③までの書類で失業等の事実が確認できない者</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人住民税の納税通知書が添付された離職の事実を確認できる事業主の証明書 納税通知書の交付を受けられない者は、納税通知書を添付できない理由の記載がある、又は当該理由を確認できる給与明細書の写し等が添付された、離職の事実を確認できる事業主の証明書 	

＜留意事項＞

【失業等を理由とする免除等に係る事務処理の見直し】（令和5年3月6日以降の取扱い）

- 次の場合は添付書類の省略が可能です。
過去に同一の失業・倒産・事業の廃止などの理由により免除等を申請し、失業した事実が確認できる書類を添付したことがある場合
→備考欄に「失業等に関する証明書類提出済」と記入するよう案内し、失業証明書類の添付を求めず、受付してください。

【提出時の注意】

- 複数年度申請の場合はそれぞれの申請書に添付してください。

【参考】免除・納付猶予・学生納付特例 添付書類一覧

特例認定区分	添付書類	備考
天災等 ・ 災害（震災・風水・火災など）を受けたために申請するとき	国民年金保険料免除・納付猶予申請に係る被災状況届	【添付理由】 <ul style="list-style-type: none"> 被災による損害状況（財産におおむね2分の1以上の損害があること）を確認するため。 財産等の金額及び損害額等の必要事項を記入すること。
	罹災証明書、または被害農林漁業者等と認定された被害認定書の写し	罹災証明書等により損害の程度が確認できる場合は「被災状況届」の提出は不要。
	保険金・損害賠償金等の支給金額等を確認できる証明書の写し	災害に伴って、保険金・損害賠償金等が支給される場合は必要。

特例認定区分	添付書類	備考
その他 ・ 生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けていることを理由として申請するとき ・ 生活保護に相当する保護を受けていることを理由として申請するとき【外国籍の方】	福祉事務所・市区町村等が発行した保護決定通知書等の当該扶助を受けていることが確認できる書類	【注意】 <ul style="list-style-type: none"> 生活保護法による生活扶助を受けている場合は、法定免除に該当するため、免除理由該当届の提出を案内する。 ただし、外国籍の場合は法定免除に該当しないため、免除申請書で申請を受理する。

特例認定区分	添付書類	備考
その他 ・ 特別障害給付金を受けていることを理由として申請するとき	特別障害給付金の受給資格者と確認できる書類（受給資格者証等）	

	添付書類	備考
学生納付特例申請	在学証明書（原本）又は学生証の写し	【注意】 <ul style="list-style-type: none"> 学生証の裏面に有効期限、学年、入学年月日の記載がある場合、その写しも必要となる。 学生証に有効期限が記載されている場合は、期限が切れていないことを確認する。 在学証明書は、申請期間の確認ができるか、発行年月日や在学期間に注意する。

<学生納付特例の留意事項>

- 次の場合は添付書類の省略が可能です。
 - ① ターンアラウンドによる申請書（ハガキ形式）で申請する場合
 - ② 学生納付特例事務法人等に、学生納付特例の申請を委託する場合
 - ③ 市区町村窓口で学生等であること又は学生等であったことを証明する書類の提示を受けた場合
→申請書の市区町村確認欄「学生証確認済」のチェックボックスにチェックを入れてください。
- 失業したあと学生となり、学生納付特例申請をする場合は前頁の「<失業（失業、倒産、事業の廃止を理由として申請するとき）>」をご覧ください。

【参考】資格取得・免除申請に係るお客様対応

1. 会社員や公務員など厚生年金保険、共済組合に加入していた方が退職して、国民年金の資格取得手続きをする場合

会社員や公務員など厚生年金保険、共済組合に加入していた方が退職した場合は、国民年金の資格取得手続きを行う必要があります。
退職による資格取得の手続きを行うお客様が窓口に来訪された際は、次の6点をご確認もしくはご案内していただくようお願いいたします。

ご案内ポイント	記入例・通知集記載箇所
①退職日の確認	1-1 資格取得 1-2 種別変更
②保険料の納付方法の説明	◆ 資格取得手続き後の通知書
③付加保険料の説明	1-5 付加保険料
④前納制度の説明	1-1 資格取得 1-2 種別変更
⑤口座振替・クレジットカード納付の説明	5-1 口座振替納付（変更）申出（銀行口座を指定する） 5-2 口座振替納付（変更）申出（ゆうちょ銀行口座を指定する） 5-3 口座振替納付（変更）申出（振替方法のみを変更する） 6-1 クレジットカード納付（変更）申出
⑥保険料の還付について	7-1 国民年金保険料還付請求

お客様対応に係るQ&A

① 退職日の確認	
Q	退職日を確認できる書類とは具体的にどのようなものですか。
A	雇用保険被保険者離職票や、退職した勤務先から発行された退職を確認できる証明書です。
② 保険料の納付に関する説明	
Q	国民年金の手続き後、保険料の納付は何月分から納付して、いつまでに納付したらいいですか。
A	退職した翌日から国民年金に加入となります。例えば、退職日が3月31日の場合は、その翌日である4月1日が国民年金の資格取得日です。 この場合、4月分から保険料を納付していただくことになります。 保険料の納付期限は毎月翌月末です。月末が土・日・祝日・年末にあたる場合は、翌月最初の金融機関等の営業日が納付期限となります。
Q	国民年金の手続き後、納付書はいつ届きますか。また、どこで納付することができますか。
A	国民年金の加入手続き後、約1か月後に納付書が届きます。 納付書を使って、金融機関、郵便局、コンビニエンスストアの窓口で納付することができます。また、口座振替・クレジットカード納付・電子納付・スマホ決済が可能です。 【注意事項】 ・ コンビニエンスストアの窓口・電子決済では30万円を超える保険料を納付することができません。 ・ 年金事務所の窓口では、原則、納付することができません。
Q	納付した国民年金保険料は、年末調整・確定申告にも利用できますか。
A	納付した国民年金保険料は、所得税や個人住民税の計算上、全額、社会保険料控除の対象となります。現金納付で納付された場合は領収書を保管しておくようお願いいたします。 また、毎年11月頃にその年に納付した国民年金保険料額の証明（社会保険料控除証明書）が届きますので、年末調整・確定申告にご使用ください。

【参考】資格取得・免除申請に係るお客様対応

③ 付加保険料の説明

Q 将来の年金額を増やすことができる制度はありますか。
 定額の国民年金保険料に加えて、月額400円の付加保険料を納める仕組みがあります。付加保険料を納めることで、将来受け取る年金額を増やすことができます。
A 例えば、付加保険料を10年間納めた場合は、付加保険料が、400円×120か月で、合計48,000円を納付することになります。
 将来受け取る老齢基礎年金に、1年あたり合計24,000円上乗せして受け取ることができます。年金を2年以上受け取ると、支払った付加保険料以上の年金を受け取ることができます。

Q 付加保険料は来月に申し込みをしようと思うのですが、来月申し込みをしても今月分から納付することはできますか。
A 付加保険料は、申し込みをした月分から納付することができます。
 例えば4月分から付加保険料を納付したい場合は、4月中に手続きを行う必要があります。5月に手続きをすると5月分からしか納付することができません。

④ 前納制度の説明

Q 保険料をまとめて納付すると割引されますか。
 2年間、1年間、6か月間あるいはその年度の一定期間について保険料を前もって一括して納付すると、保険料が割引されます。
 前納の納付方法としては、口座振替・クレジットカード納付・現金納付の方法があります。納付方法と前納する期間によって、割引率が異なります。

前納の種類		2年前納	1年前納	6か月前納	毎月納付
1回あたりの納付額	現金納付 クレジットカード納付	425,160円	210,120円	105,060円	17,510円
	口座振替	408,150円	205,720円	103,870円	17,450円
割引額	現金納付 クレジットカード納付	15,670円	3,730円	850円	—
	口座振替	17,010円	4,400円	1,170円	—

また、これまで口座振替・クレジットカード納付での前納は、4月末（又は10月末）に限り実施していましたが、令和6年3月以降の申込から、年度の途中でも口座振替・クレジットカード納付による前納が可能になりました。
 申出書の提出後、初回振替（立替）日に、年度末（2年前納を選択した場合は翌年度末）までの前納の保険料を振替（立替）します。

A

<初回振替時の振替対象期間（口座振替納付の場合）>

初回振替日	初回振替時の振替対象期間		
	6か月前納	1年前納	2年前納
4月末日	4月分～9月分(6か月分)	4月分～翌年3月分(12か月分)	4月分～翌々年3月分(24か月分)
5月末日	4月分(1か月分)【割引なし】	5月分～翌年3月分(11か月分)	5月分～翌々年3月分(23か月分)
6月末日	5月分(1か月分)【割引なし】	6月分～翌年3月分(10か月分)	6月分～翌々年3月分(22か月分)
7月末日	6月分(1か月分)【割引なし】	7月分～翌年3月分(9か月分)	7月分～翌々年3月分(21か月分)
8月末日	7月分(1か月分)【割引なし】	8月分～翌年3月分(8か月分)	8月分～翌々年3月分(20か月分)
9月末日	8月分(1か月分)【割引なし】	9月分～翌年3月分(7か月分)	9月分～翌々年3月分(19か月分)
10月末日	10月分～翌年3月分(6か月分)	10月分～翌年3月分(6か月分)	10月分～翌々年3月分(18か月分)
11月末日	11月分～翌年3月分(5か月分)	11月分～翌年3月分(5か月分)	11月分～翌々年3月分(17か月分)
12月末日	12月分～翌年3月分(4か月分)	12月分～翌年3月分(4か月分)	12月分～翌々年3月分(16か月分)
1月末日	1月分～3月分(3か月分)	1月分～3月分(3か月分)	1月分～翌年3月分(15か月分)
2月末日	2月分～3月分(2か月分)	2月分～3月分(2か月分)	2月分～翌年3月分(14か月分)
3月末日	3月分(1か月分)	3月分(1か月分)	3月分～翌年3月分(13か月分)

<初回立替納付時の立替納付対象期間（クレジットカード納付の場合）>

初回立替納付日	初回立替納付時の立替納付対象期間		
	6か月前納	1年前納	2年前納
4月末日	4月分～9月分(6か月分)	4月分～翌年3月分(12か月分)	4月分～翌々年3月分(24か月分)
5月末日	5月分(1か月分)【割引なし】	5月分～翌年3月分(11か月分)	5月分～翌々年3月分(23か月分)
6月末日	6月分(1か月分)【割引なし】	6月分～翌年3月分(10か月分)	6月分～翌々年3月分(22か月分)
7月末日	7月分(1か月分)【割引なし】	7月分～翌年3月分(9か月分)	7月分～翌々年3月分(21か月分)
8月末日	8月分(1か月分)【割引なし】	8月分～翌年3月分(8か月分)	8月分～翌々年3月分(20か月分)
9月末日	9月分(1か月分)【割引なし】	9月分～翌年3月分(7か月分)	9月分～翌々年3月分(19か月分)
10月末日	10月分～翌年3月分(6か月分)	10月分～翌年3月分(6か月分)	10月分～翌々年3月分(18か月分)
11月末日	11月分～翌年3月分(5か月分)	11月分～翌年3月分(5か月分)	11月分～翌々年3月分(17か月分)
12月末日	12月分～翌年3月分(4か月分)	12月分～翌年3月分(4か月分)	12月分～翌々年3月分(16か月分)
1月末日	1月分～3月分(3か月分)	1月分～3月分(3か月分)	1月分～翌年3月分(15か月分)
2月末日	2月分～3月分(2か月分)	2月分～3月分(2か月分)	2月分～翌年3月分(14か月分)
3月末日	3月分(1か月分)【割引なし】	3月分(1か月分)【割引なし】	3月分～翌年3月分(13か月分)

【参考】資格取得・免除申請に係るお客様対応

⑤ 口座振替・クレジットカード納付の説明	
Q	口座振替をインターネット専業銀行（ネット銀行）で行いたいですが、可能ですか。
A	イオン銀行・GMOあおぞらネット銀行のインターネット専業銀行（ネット銀行）であれば、口座振替が可能です。（GMOあおぞらネット銀行はR6.4から可能）
Q	クレジットカード納付の場合、立替納付日（引き落とし日）までに、クレジットカードの利用限度額の上限に達していなければ引き落としされますか。
A	立替納付日（引き落とし日）は、クレジットカードの利用限度額や有効性を確認する日ではありません。 クレジットカードの確認作業は、毎月納付の場合、該当月の月初から数えて第8営業日（前月末日が非営業日の場合は第9営業日）から20日の間に行います。 また、6か月前納・1年前納・2年前納の場合、初回立替納付月、4月、10月（6か月前納の場合のみ）の月初から数えて第8営業日（前月末日が非営業日の場合は第9営業日）から20日の間に行いますので、カード利用限度額にご注意ください。
⑥ 保険料の還付について	
Q	前納した後に、厚生年金保険に加入した場合、納付した国民年金保険料はどうなりますか。
A	厚生年金保険に加入した月以降の国民年金保険料をお返しします。還付請求書の案内が届きますので、必要事項を記入し提出してください。 請求書の受付後、約1か月でお支払いする予定です。支払日についての通知書も追って届きます。

2. 会社員や公務員など厚生年金保険、共済組合に加入していた方が退職し、保険料を納めるのが難しい場合

経済的な理由により保険料を納めることができないときは、申請により保険料を免除する制度を利用できます。免除・納付猶予制度をご案内の際は、次の5点を説明してください。

ご案内ポイント	記入例・通知集記載箇所
①申請書の記入・提出について	2-1 国民年金保険料の免除（又は納付猶予）申請 2-2 国民年金保険料の免除（又は納付猶予）申請
②添付書類について	【参考】免除・納付猶予・学生納付特例 添付書類一覧
③免除承認期間と給付への影響について	—
④審査結果の通知について	◆ 免除（又は納付猶予）手続き後の通知書
⑤追納について	4-1 追納申込 ◆ 追納申込手続き後の通知書

お客様対応に係るQ&A

① 申請書の記入・提出について

Q 署名欄の被保険者欄の氏名は、誰の名前を記入したらよいですか。

A 被保険者氏名は、申請する本人の氏名を記入していただきます。
被保険者以外の氏名（配偶者や世帯主）を記載している場合や氏名欄が空欄となっている場合がありますので注意してください。

Q 免除申請書は毎年申請する必要がありますか。

A 免除の年度切り替えは毎年7月です。7月以降も免除を希望される場合は、7月以降に当該年度分の申請をしてください。
※ 承認された期間が終了した後、引き続き同一の要件に該当する場合に継続して申請する旨の申出をしておくこと（継続免除）により、申請を毎年行う必要がない場合もあります。（全額免除・納付猶予に限る）
※ **ただし、失業など所得要件以外の理由による申請や過去の年度分の申請は、継続免除の対象となりません。**

② 添付書類について

Q 申請に必要な所得証明は自分で用意する必要がありますか。

A 所得については、所得申告をしていただければお客様自身で所得証明を用意していただく必要はありません。
ただし、離職された場合は、公的機関発行の離職を証明する書類を用意していただく必要があります。

Q 離職を証明する書類とは具体的に何ですか。

A 「雇用保険被保険者離職票」や「雇用保険受給資格者証」などです。退職した後、退職した勤務先やハローワークから発行されています。

Q 離職票等が見つからない場合はどうしたらよいですか。離職票がない場合でも免除申請はできますか。

A ハローワークで発行できる「（雇用保険被保険者資格取得届）照会回答書」という書類がありますので、ハローワークで手続き後、免除申請をしてください。
また、離職票がない場合でも申請は可能ですが離職票等を添付して申請した場合、退職（失業等）された方の前年所得をゼロとみなして審査します。
退職（失業等）により免除申請をされる場合は、前年所得によっては、希望する免除区分での承認とならない可能性があるため、添付しての申請をおすすめします。

Q 離職票を添付して免除申請書を提出すれば必ず免除になりますか。

A 免除の審査は、本人の所得だけでなく配偶者や世帯主の所得も確認します。その中で一番所得の高い方を基準に審査しますので、配偶者や世帯主の所得状況によっては、本人の所得がゼロの場合でも、希望する免除区分に該当しない可能性があります。
また、配偶者や世帯主が最近退職（失業等）された場合は、その方の「雇用保険被保険者離職票」「雇用保険受給資格者証」など退職（失業等）の分かる書類を添付してください。

【参考】資格取得・免除申請に係るお客様対応

③ 免除承認期間と給付への影響について

Q 免除になった期間は、後でその保険料を払わなければいけませんか。

免除・納付猶予承認期間の納付は強制ではありません。
 ただし、免除・納付猶予承認期間は保険料納付を免除されますが、通常納付していた場合に比べて65歳から支給される老齢基礎年金額は少なくなります。
<免除承認期間と給付への影響>

免除の種類	老齢基礎支給要件	老齢基礎年金額		障害・遺族年金	追納
		H21年3月以前の免除期間	H21年4月以降の免除期間		
全額免除	○	1/3	1/2	○	○
3/4免除	○	1/2	5/8	○	○
半額免除	○	2/3	3/4	○	○
1/4免除	○	5/6	7/8	○	○
納付猶予	○	×	×	○	○

A

④ 審査結果の通知について

Q 国民年金の資格取得手続きと同時に免除申請を提出したはずなのに、納付書が届きました。免除申請をしたので、納付書は捨てても大丈夫ですか。

A 国民年金の資格取得届の手続き後は、免除申請をされても一度納付書が届きます。納付書は免除の結果が届くまで保管してください。

Q 免除申請を提出後、結果はどのように届きますか。

免除申請書を提出していただいた後、約1か月～2か月以内に結果がハガキで通知されます。
 ハガキが届いたら、まずどの免除区分に該当したのか、承認された期間はいつまでなのかをご確認ください。

A **<審査結果の確認>**

- 全額免除か納付猶予の場合…承認期間中の保険料納付は必要ありません。先に届いた納付書は破棄してください。
- 半額免除・1/4免除・3/4免除の場合…保険料が一部減額となり、後日減額された納付書が届きます。半額免除・1/4免除・3/4免除は、減額後の納付書で保険料を納付することで初めて免除が有効となります。減額された保険料を納めないままですと、一部免除は無効（未納期間）となりますので、ご注意ください。
- 却下の場合…お手元の納付書で保険料を納付してください。

⑤ 追納について

Q 免除・納付猶予した国民年金保険料は後から納付することはできますか。

保険料の免除・納付猶予や法定免除期間があると、保険料を全額納付した場合と比べて、将来受け取る年金額が少なくなります。
 将来受け取る年金額を満額に近づけるために、免除・納付猶予を受けた期間の保険料について、本人の申し込み（追納申込書の提出）により後から追って保険料を納付することができます。これを追納といいます。

A 追納ができる期間は、追納が承認された月より10年前以内の免除や猶予された期間の保険料に限られます。免除等を受けた期間から10年目の月末が納付期限です。
 ただし、10年以内であっても、老齢基礎年金の受給権者は、追納することができません。また、追納は、必ず古い期間のものから順番にしなければなりません。

【注意事項】
 保険料の免除または納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。